

第6回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年2月20日（金）13:00～15:55
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、岡素之（議長）、安念潤司、佐久間総一郎、森下竜一
 - （専門委員）川本明、久保利英明、道垣内正人、圓尾雅則
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、佐久間参事官、仁林企画官
 - （事業者）キュービーネット株式会社、燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）
 - （厚生労働省）健康局 稲川生活衛生課長
 - （経済産業省）商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室 矢島室長
 - （公正取引委員会）経済取引局取引部 田辺取引企画課長
4. 議題：
 - （開会）
 1. 理美容業の在り方に係る規制の見直し
 2. 次世代自動車に係る規制の見直し
 3. 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（重点的フォローアップ）
 4. 民法（債権法）の見直し
 - （閉会）
5. 議事概要：

佐久間参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから規制改革会議第6回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、当ワーキング・グループの委員、専門委員のほか、岡議長、佐久間委員にも御参加いただいております。なお、所用により安念委員は遅れての御出席、小林専門委員は御欠席と承っております。

では、開会に当たりまして大崎座長から御挨拶いただきます。

大崎座長 どうも皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

簡単に一言だけ申し上げたいと思いますが、本日は前回取り上げました理美容業の規制に関しまして、消費者あるいは理容師、美容師の皆様、御本人たちにとって時代に合った望ましい姿になった規制になっているのかという観点から、制度の在り方について議論を

したいと思っております。また、次世代自動車の問題も前回から議論を始めておりますが、セルフスタンドの実現を含めたさらなる規制改革について検討をしたいと思っております。また、重点的フォローアップ事項である流通・取引ガイドラインの見直しについて、対応状況について御説明をいただく。そういった予定になっております。

また、本日も前回同様に3時間と長丁場になりますが、委員、専門委員の皆様、何とぞよろしくお願いをいたします。

佐久間参事官 ありがとうございます。

それでは、報道の皆様、ここで退室をお願いします。

(報道関係者退室)

佐久間参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおいては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、大崎座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

大崎座長 それでは、早速でございますが、議題の1番目、理美容業の在り方に係る規制の見直しの議論に入りたいと思います。

この問題に関しましては、事業者としてキュービーネット株式会社、関係府省として厚生労働省からそれぞれ御出席をいただいております。

まず、規制改革要望をいただいておりますキュービーネット様から、資料1-1について御説明をお願いしたいと思います。

キュービーネット キュービーネット株式会社代表取締役の北野でございます。本日はよろしくお願いいたします。

弊社は、キュービーハウスというヘアカット専門店を営んでおりますが、創業者は理容師でも美容師でもありません。一ユーザーとして、「こういう理美容サービスがあったら良い」と18年前に創業したのがキュービーネットという会社です。今回、規制緩和で提言させていただきたい内容としては、理容師という国家資格と美容師という国家資格が同じお店で働けるように規制を緩和してほしいということです。

1ページ目、1つの課題としては、資格制度が分かれていることが原因で雇用就労機会が失われているということです。もう一つは、我々の場合、生産性という意味でスタイリストをお店に適正配置して、1人当たりのカット人数を上げることでより高い給料を還元していくことに重点をおいております。資格が異なることで適正配置や生産性向上が妨げられている部分があります。

あと、最近は、お客様自体が女性だから美容室、男性だから理容室という性別による選別ではもはやなくなってきている中で、お客様のニーズとのギャップが広がってきています。その辺のこの制度が抱えている課題が改善されればということで提言させていただきました。

お手元の資料の2ページ目に我々の提言内容ですが、短期的な改善案につきましては、

現状、理容師が働く場所を理容所として届け、美容師が働く場所を美容所として届けておりますが、これを理容所及び美容所として重複届を可能にさせていただくことになれば、資格が異なるもの同士が同じお店で働くことができるのではないかと。また、長期的な改善案につきましては、男性をメインにカットする理容師と、女性をメインにカットする美容師が、そういう資格の差なく働けるように資格が統合されると、もっと働く人間にとっても自由な働き方ができますし、さらにお客さんにとっても選択の幅が広がるので、どちらもwin-winの関係になるのではないかとということで考えて提言させていただきました。

3 ページ目に記載されていますのは、具体的に弊社で取り組んでいく中で感じている部分なのですが、まずはお客様の視点からなのですが、男性の約5割が美容室に通われている。特に若年層の10代から20代の方々というのは美容室に7割以上が通われています。昔はお父さんに連れられて床屋さんに行くという流れだったと思うのですが、今はお母さんに連れられて美容室に行くということで、男性で美容室を利用する人が年々増えてきています。美容室が男性を受け入れ始めてきているという中で、お客さんの好みによって理容室か美容室かを選ぶ時代になってきている。

そこでどういうことが起こっているかと言いますと、2番目の部分なのですが、よく聞く事例として、お父さんが床屋をやられていて、息子さんは美容師の資格を取っていて、若いうちは東京に出てきて働いたけれど、ある程度歳が行くと、お父さんの面倒を見なければいけないから故郷に戻る。しかし、子供さんは美容師の資格でお父さんは理容師の資格なので一緒に働けず、それが理由で事業承継ができないという話です。そこで、現行の制度ですと、こういう方々が取れる選択肢としては、もう一回子供さんが2年間学校に通って高い授業料を払って、新たなに理容師の資格を取り直すことでしか解決できません。長年、美容師として働かれていますので、ものすごくカット技術はあるのですが、全く切れない方々と同じテーブルに乗って昼間で2年間、通信ですと3年間掛けて資格を取らざるを得ない。こういう事業承継の問題もあるという現実を理解していただければと思います。

もう一つは、子育てをされている美容師さん。これは一番美容師の資格取得者が多かったボリュームゾーンは、今、35～40ぐらいの世代の人たちなのですが、この人たちが今、子育てを終えて社会に戻り始めています。その状況下、一番自宅から近くのお店が、理容室であれ、美容室であれ、資格の種別に関わらず働くことができれば、一番近いお店で働くことが可能になって、より社会に復帰しやすい環境がつけられるのではないかと。

3つ目になりますが、グローバルの視点から、我々は今、海外に95店舗出店させていただいてまして、特にシンガポール始めアジアの国々については、まだ発展途上の国もありますけれども、そういう理容師、美容師という国家資格自体がありません。なので、理容所、美容所という届けもなく一般サービス業という形で理髪サービスを提供している。そういう中で、アメリカとか先進国はどうなんだというと、例えば、米国ではそれぞれの州単位でルールが規定されています。専門学校に通わなければいけませんが、日本ほど負

担が重くなく、厳しいルールづけはされていません。

例えば、運転免許と同じように、日本で取った理美容師免許や勤続実績を英文で証明できれば、日本の理美容師の人たちは米国でスタイリストとして働くことが可能です。逆に、日本の場合はそれが資格上できない。海外の人が日本で働く場合というのは、もう一回日本の学校に行って国家試験に合格しなければならないという大変高いハードルをクリアしなければいけないということで、今、大勢の人がアジアから資格を取りに来られたり、勉強しに来られたりしているのですけれども、日本で働く経験というものがなかなか今の制度では難しいということで、技術承継がこの資格制度の高いハードルによって大変困難な状況となっています。我々も海外のスタイリストが日本で働ければ、より技術力を上げて帰ることができるのですが、今、日本から海外に結構な費用をかけて現地に行って技術を指導しているという現状であります。

主にこういう流れがある中で、それ以降については参考資料で記載しておりますが、この理容師法、美容師法というものを対比させていただいてはいますが、多少の言い回しの違いはありますが、ほぼ同じような衛生基準であり、資格による違いは見当たらないと我々は感じています。実際、約2,000名の理容師と美容師がキュービーハウスで働いているのですが、約6割が美容師さんになっており、どちらの資格の方々を雇い入れても、ヘアカットサービスを提供している限りにおいては、ほぼ技術の差は実際に感じられない、若しくは、例えば感じる人がいても、教育訓練で全く問題なくリカバリーできるというのが現状でございます。

キュービーハウスというビジネスモデルは、お客さんのニーズにマッチしてここまで伸びてきた側面もありますが、それと同様に、スタイリストのニーズにマッチしてここまで伸びてこられたという側面もあります。当たり前のことですが、スタイリストから選ばれない限りは、いくつ店をつくっても売上げは上がらないし、お客さんにサービスを提供できない。

では、どういうスタイリストから選ばれたかと言いますと、まずは20代の若い世代です。休業時代は、日中は洗髪やカラーといった先輩のサポートをこなし、空いた時間でお店の販促活動として路上でビラを配ったりした上で、夜の営業終了後に技術習得のための研修を受けるといって、非常に苛酷な環境を耐えなければならないのが一般的です。我々の場合は、こういう若い方々にできる限り短期間でカットのプロになってもらうため、日中に研修を行い、約半年間で自立できるように育てます。そして、この人たちは頑張りさえすれば10年待たずして、年齢に関係なく家族を養えるレベルの給料を稼げるようになります。

また、年配者については、70歳以上で働いている人は9名ほどおられます。美容業界は指名制を取っている店舗がほとんどで、どうしても40歳ぐらいをピークに徐々に指名は減っていく傾向があります。40歳というと子育て世代で一番お金がかかるときに、給与が下がっていくということになります。こういう方がヘアカット専門店に来ると指名制は取っていませんので、技術があっけりきつちり10分でカットすることができれば安定的に食べて

いけます。我々はそういう色々な不安を抱いて働いているスタイリストの方々の受け皿になっているという側面もあります。

12ページは先ほど言いました海外での究極の店舗なのですが、電話ボックスみたいに商業施設の廊下等に設置させていただいたり、上の写真はチャンギ空港のロビーに置かせていただいた時の写真ですが、この辺も日本のような規制がない分、創意工夫したアイデアを実現させやすい環境があり、より高い生産性で事業を営むことができ、従業員に対しても報酬等で高いフィードバックができる環境がある。規制が強すぎるとアイデアを考える気力も次第に失せてしまう。ルールがフリーであったからこそ実現できたイノベーションの一事例です。

私から一旦この辺りまでで御説明を終了させていただきます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして厚生労働省から御説明をお願いいたします。

厚生労働省（稲川課長） 厚生労働省の生活衛生課長の稲川でございます。

それでは、私から資料に従いまして、今、キュービーネットさんから御提案があった件につきましての厚労省の考え方を御説明させていただきたいと思えます。

まず1ページ目をめくっていただきまして、混在勤務ということでございますけれども、今、理容師法、美容師法でそもそもどのように定義をされているか。先ほどキュービーネットさんの資料にもございましたが、まず理容師につきましては理容ということ定義がありまして、これについては頭髪の刈り込み、顔そり等の方法により容姿を整えることを言う。あとは法律の中で、理容師の免許を受けた者でなければ理容業としてはならないとしております。

片や美容師の方は、美容ということの定義といたしましてパーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることとなっております、同じく美容師でなければ美容を業としてはならないということとなっております。

こういう法律でございますし、業務独占の資格でございますので、理容師さんが美容の業を行うこと、あるいは美容師さんが理容の業を行うことは違法行為であり、禁止されているというのが法律の考え方でございます。

2ページ目でございます。そういう状況ではございますけれども、理容美容の行為の中には理容師法、美容師法に明示する行為の他に準ずる行為、若しくはこれらに付随する行為が一定の範囲内で含まれるという運用をさせていただいております。例えば、理容に含まれる行為といたしましては、理容は原則、頭髪の刈り込みとなるのですけれども、それに付随したメンズのパーマメントウェーブみたいなものは理容の範囲に含まれるという運用にしておりますし、美容につきましては化粧等に付随した襟足等の軽いシェービング、パーマ等に付随して行うカットあるいは女性に対するカットにつきましては、美容に含まれる行為となっております。

いわゆる白髪染めにつきましては、理容師、美容師の明示する行為に準ずる行為であり

ますので、理容師又は美容師でなければ業として行ってはいけないということになっておりまして、実際にはこのような役割分担の下で、個々の利用者さんが自分のニーズに応じてお店を選んでいただいているということですし、そういう形で利用者の皆さんの多様なニーズには十分対応できていると考えております。

3 ページ目は場所の議論でございます。場所につきましては、法律上、理容所というのが理容の業を行うための場所ということで、理容を行う場所として定義をされております。それから、6 条のところでは理容師は理容所以外においてその業をしてはならないということになってございます。美容師につきましても、若干文言は違いますけれども、同様の規定がございまして、美容所、理容所というのはそれぞれ法律上、別体系の施設として位置付けられておりますし、我々としては理容所と美容所は別個の施設として設けなければいけないということで、法律上は業者が同一の場所で営業することは想定されていないということで整理をしております。

次に、先ほど理容と美容の話がございました。私どもとしましては、理容師が持っている知識と美容師の持っている知識あるいは技術というのは異なるものだということで基本的に考えております。例えば、次のページを見ていただきたいのですが、道具なんかにつきましても理容というのはどちらかというと男性の短髪というか、刈り込みを中心に技術を習得したものでございますので、それに適した形の長いはさみを使うということをやっておりますし、はさみのほか、バリカンというものも使用するということであります。

あと、技術的には次のページになりますけれども、基本的に頭の形に沿って、くしを使いながら水平にはさみを持って切っていくような刈り込み型のカットを中心に学んでございます。

美容師はどちらかというと自由なデザインカットと言いますか、その人それぞれに応じたカットができるようにということで、はさみにつきましても歯が非常に短いようなものを使っておりますし、実技試験ではバリカンとかいわゆるすきばさみみたいなものの使用、あるいは養成課程においてもその技術は学習していないということでございます。

技術的には、次のページにございますけれども、髪の毛を引っ張って要するに縦に切っていくという形の切り方をして、それをデザインカットという形で行うためにやっております、どちらかと言うと、髪の毛の長い方を中心に技術を習得しているということでございます。そういうことではさみの切り方とかバリカンの使用の有無というところで、学んでいる知識も違うということでございます。

6 ページ、今の話をさらに申し上げますと、美容師と理容師の免許につきましては、今、基本的にはそれぞれ厚生労働大臣の指定する養成施設において昼間及び夜間の場合は2年、通信の場合は3年間以上、必要な知識、技能を習得していただくということをした上で、理容師国家試験、美容師国家試験に合格して、免許の交付申請を行って免許の交付を受けることが必要になっているということでございます。

養成施設につきましては、先ほど切り方の違いも申し上げましたけれども、理容美容それぞれの業務内容に応じた形で、ここにあります関係法規でありますとか衛生管理、これは感染症の防止とか、廃棄物の適切な処理を含めた公衆衛生関係の話。保健というのは皮膚とか髪構造、機能とか疾患みたいなものの習得。物理・化学とございますけれども、これはいろいろな機器あるいは化学薬品、いわゆるパーマ液とか染めるものとか使いますので、そういうものの科学的な性質とか使用上の注意。文化論というのは、どちらかと言うとファッションの変遷とかデザイン。技術理論というのは、それぞれのいわゆる想定しているものに対して必要な技術でございます。7番目の運営管理というのは、美容所の経営とか労務管理の話です。一番多いのが8番目の実習でございます。9番目に選択科目ということで、幾つかの発展形の学問を学んでいただくということをして設けることになっております。

次のページに先ほども一番多いと申し上げた実習の事例がございますが、理容と美容とで言いますと、1つは器具につきまして理容でありますと、いわゆるひげそりの部分がございますので、かみそりとか、先ほどのバリカンというものの形態、機能、使用目的、選定方法を学ぶ。美容はバリカンとか日本かみそりというものはございませんで、はさみとかシザー、これは髪を切るかみそりみたいなものですが、ヘアブラシとかヘアスチーマー、これは女性の方々がパーマのときにかぶせてスチームが出てくるものですが、そういうものを勉強するということでございます。

実際のカット技術につきましても、美容のカット技術と理容のカット技術というのはかなり異なっているということでございまして、こういうそれぞれのカット技術を学んでいただくことになりまして、それ以外にシャンプー、アイロンというのはアイロンパーマの関係でございますけれども、そういうものを理容は学びますし、美容はどちらかというところパーマウェーブ全般あるいはヘアセットिंगということが技術実習の中に入っております。

それ以外に、美容でありますと化粧とか、あるいは逆に理容でありますとシェービング。美容につきましてはかつら、和装の演習なんかも設けられている体系になっております。

若干繰り返すにはなるのですが、具体的な東京都の養成施設の例で言いますと、刈り上げ等のいわゆる男性のスタンダードな髪形をカットするための技術の習得に最も理容の場合は力を入れて時間を割いておりますし、パーマもどちらかというところアイロンパーマとかパンチパーマという形の男性向けのパーマが中心。それから、シェービングを110時間取ってやっているということでございます。

美容の方は長髪のデザインカットを中心にカット技術をマスターしていただくとともに、パーマのところはこてを使うものではなくてロットを巻くような形のパーマを中心にやっていただきまして、そのほか、髪を毛をアップするようなどの在り方とか、編み込みの方法なんか時間も掛けてやるということ。そのほかにメイクアップとか着付け、ネイル技術の時間を取っております。

さらに9ページ目で、実際にお互いの理容師と美容師の技術講習の時間の関係で言いますと、ヘアカラーリングとかエステティックみたいなものは両者ほぼ共通だと思いますけれども、それ以外のものは同じヘアcuttingという名前であっても理容と美容では対象にしているものが違うということで、かなり実技の部分については異なっていると考えております。

10ページ目が先ほど御指摘がありました混在勤務に対する現在の考え方でございます。

私どもといたしましては、同一店頭での混在勤務はそもそも法律が想定していないということもございまして、仮にそういうものを認めた場合に、理容師、美容師がそれぞれの資格の範囲を超えて施術を行え、違法行為を行える可能性を高めると考えております。

具体的に言いますと、ここにありますように美容師さんがひげそりを行う可能性が高まることとなりますけれども、そうなりますと、そもそも美容師さんの養成の課程においてはひげそりに特化した技術でありますとか、あるいはひげそりにおいて注意すべき事項、あるいは何かあったときの対応みたいなことを習得しないまま行うこととなりますので、その結果、安全上、衛生上の問題が生じるおそれがある、ひいてはこれは利用者の利益に反するのではないかと考えております。特に散髪は大体順繰りに待っている人が順番に空いた理容師さんや美容師さんとかにはまっていくのが通常の流れだと思いますので、たまたま美容師さんに当たった人がひげそりをしようといった場合に、美容師さんがひげをそってしまう。それをやっても分からないということになったときに問題ではないかというところが、一番大きな点でございます。

もう一つ、先ほど申しましたけれども、理容師さんとか美容師さんが習得している技術は全く異なるということがございます。利用者さんにとっては、いわゆる本来、理容師の例えば短髪の刈り込みみたいなものを期待して行ったけれども、美容師はそういう技術は学んでおりませんので、美容師が行った場合に利用者の意に沿わない髪型になってしまうということで、利用者の不利益につながるのではないかと考えておりますし、現にこういう形の苦情もたまにうちの方に入ってきてございます。

現状、私どもとしましては、利用者さんがそれぞれのニーズと趣向に応じて理容店とか美容店を選んでサービスを受けていただいております、それに対して問題が発生しているとは認識しておりません。また、衛生水準の確保という観点からも、混在勤務を認める必要性は乏しいのではないかと考えております。

次のページでございます。理容師と美容師の免許の一本化ということでございます。これにつきましては理容師さんと美容師さんが習得する技術、知識というのは先ほどから御説明しておりますように別個のものでございまして、それぞれが専門技能を生かしてサービスを提供する体系というのは、現在、我が国でも広く定着しているだろうと考えておりますし、仮に両資格を一本化するとなるとなると、当然、その理容師さんに必要な技術と美容師さんに必要な知識、技能というものを双方習得していただく必要があると思っておりますけれども、結局、先ほど御説明したとおり両者の内容はかなり異なるものであります

ので、現行2年の養成施設の養成課程の長期化は避けられないと思っております。むしろ、そうなりますと社会に出てこの世界で生きていく、稼いでいくという生活をしていくことが早くできなくなりますので、むしろ資格取得希望者の負担を増すことになることから、私どもとしては困難であると思っております。

次に、先ほどキュービーさんの資料にはございましたけれども、直接お話がなかった点でございます。理容所、美容所の開設に関する取扱いということでございまして、いわゆる洗髪設備の条例の話について御指摘がありましたので、そこについての考え方を御説明させていただきます。

今、理容所、美容所の中では、理容所、美容所を開設する場合には都道府県知事の届出が必要となっておりますし、理容所又は美容所の使用を開始するためには、都道府県の検査を受けて、その構造設備が一定の措置が講じられたものであることの確認を求めています。その講ずべき内容の中に、ここにありますように常に清潔を保つ。消毒設備、採光、照明、換気の話。その他、都道府県が条例で定める衛生上必要な措置ということでございまして、実際に都道府県とか大きな市におきましては、衛生上、必要な事項を条例で定めることができる。あるいは国としてその部分は都道府県に委任しているという整理でございます。

実際は各自治体において、今、30ぐらいの都道府県を見ると、自治体がこういう洗髪設備を義務づけているという条例をつくっていると私どもは承知しておりますけれども、なぜそういう設備を設けているかということにつきましては、一つは毛髪の汚れが目立つお客様に対しては、むしろ洗髪後に施術する方が良い場合があるということとか、あるいは使用した整髪料等がお客様の頭皮に合わなかったりとか、切った毛髪が目に入った場合などにそういう設備がないと対応できないということ。それから、最近、アタマジラミというものが子供さんの間で結構はやっております、そういうものの駆除を行う場合には薬品を使用して洗髪する必要があるということがありまして、そういう衛生面、安全面の必要が高いところを考慮して、条例により設置を義務づけているということで承知しております。

私どもとしましても、この部分につきましては都道府県の条例に委任をしている問題でございますので、国として何らかの対応が取れるという問題ではないと考えておりますし、仮にそういうものを義務づけることを禁止するということであれば、そちらはこれまで都道府県に委任してやってきたということの考え方からも適切でないと考えております。

以上、私からの方からでございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、委員、専門委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。

私はホットラインの座長をやっております。その関係で、これをホットラインで、今回、要望をいただいて、こちらのワーキングで、是非、検討していただきたいと考えた次第です。

今のキュービーハウスの方の御説明、厚労省の方の御説明、本当にありがとうございました。特に厚労省の方の説明を聞いて大変よく分かりました。ですから、これは法律と制度を変えなければいけないということだと思えます。他の規制では、いろいろ運用だとか、国と地方自治体との関係というところの見直しで済むものがあるかと思えますが、今の非常に完璧な御説明を受ければ受けるほど、これは制度と法律が今の実態に全く合っていない。これはもちろん今の法律を前提にすれば、今の説明ということになるのだと思えますし、過去の経緯、過去の技術レベル、過去の生活等々から考えれば、それはそれで良かったと思えますけれども、今の実態に合わせると、これは変えるということしかないというのが率直な感想です。それが1点。

2点は、非常にびっくりしたのは厚労省の方から御説明いただいた2ページで、これは通知ですか。日本国政府の出した通知の中にメンズとか女性という言葉が出てきていることは、逆に私はこれは知りませんでした。非常にショックです。これはなぜ男性だから、女性だからと。もちろん合理性がある場合は分かるのですが、全く考えられない理由がありますので、まさか法律には書いていないと思えますが、通達の中に女性、男性ということでこういう指導がされたということは、非常に問題だと思えます。そういう意味で、これについては当然改める内容だと思えます。

特に皆さん御案内のとおり、そもそも男性、女性というのは、要は外見で判断されているのだと思えますが、それ以外、何も無いと思うのです。ということは全く意味がありませんし、今、いわゆるLGBTとかということが問題になっているところからすれば、全く時代遅れの話だと思えます。そういう意味で非常にこれはショックを受けた次第です。

ですから、今の法律と今の制度を前提に議論すればこういうことになるので、それを離れて理容師の方と美容師の方が同じところで働いて、美容師の方がカットだけを手伝う。これがなぜ問題になるのかということです。もう少し分かりやすく言うと、理容師と美容師がどこかで知り合って、2人で結婚することにしてささやかなお店を2人で持とう。こういうことで、では2人で働こうと思って、お客もそんなにいないので忙しいときだけ旦那の方がカットを手伝うといったら、それが摘発されるということを言われているわけなのです。

ですから、それは今の法律はそうだとということになるのでしょうかけれども、それを離れて、理容師と美容師が同じ場所で働いたとして、その仕事はほぼ共通して、細かく見れば違うということなのですが、これは客が決める話なので問題ないと思えますから、なぜそれが問題なのかという点について、法律を離れてお聴きしたいと思います。

大崎座長 ありがとうございます。

厚労省さんの御説明で確認する前に、私も佐久間さんと似たような疑問を持ったので、

キュービーハウスの方にも確認をしたいのですが、理容所、美容所、両方設置されているわけですが、提供されているサービスは大いに違うのでしょうか。

キュービーネット 提供しているサービスも全く同じです。

大崎座長 だとしますと、どこか理容所であることをやっていた人と、美容所で全く同じことをやっていた人が、同じ場所で仕事をして何も弊害はないと思うのですが、厚生省、いかがでしょう。

厚生労働省（稲川課長） キュービーさんがされているのは同じかもしれませんが、私も、私どもとしては両者のサービスは違うと思っています。それから、先ほど切り離してという話だったので切り離して申し上げますが、もちろん私どもとして一番危惧しているのは、特に典型的に言うとひげそりだと思いますけれども、もちろん美容師さんと理容師さんが同じ場所で両方のサービスを提供する場合に、どうしてもそこは美容師さんがひげそりを、資格を超えて行ってしまいうリスクは高まるのではないかとこのところ尽きると思っています。

佐久間委員 そういうものはどの職場でもあって、弁護士事務所で同じところにずっといて、同じに働いていて、弁護士の資格を持たない人がそういう誘惑に駆られるかどうか。あと、森下先生がおられますから、病院にいつも一緒に看護師の方とお医者さんが働いている。常に一緒に働いていて、よく知っている。当然同じところなので、そういう動機があるのですが、別にそれが何か問題なののでしょうか。それは必ず守られていると思いますから。

大崎座長 それに私は視点を変えれば、もし仮に本当の規制目的が美容師によるひげそり行為を防止することであれば、理美容所を併設している場合には、ひげそりは禁止するという規制の方法もあるのではないのでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） そこを禁止できれば本当に良いと思いますけれども、本当に禁止ができるのかどうかというところの問題があるのではないかと思っていますし、先ほど医療の話がされましたけれども、医療というのはある意味でお医者さんと看護師さんとか専門職の方が一緒でないとサービスが提供できないが、こちらは別に一緒でないとサービスが提供できないということではないと思いますので、そこは違うのかなと思っています。

佐久間委員 私が言ったのは、同じ場所で働いていると自分の資格のないことをやるという確率が高くなる。だから駄目だということだと思ったので、それはどの現場でもあります。それはそういうことが起きれば罰すれば良いので、実際にそういう確率は必ずしも高くないと思います。

ですから、今、言われたものではなぜそれを分けなければいけないかという説明には全くならないと思います。実際にそれでけががあったとすれば、それは責任を取らなければいけない。これは資格のあるないに関係はないのです。資格がある人がやって失敗したら、それは当然責任を取ってもらうことになりますので、そういう意味で同じところにいると、

資格がない人が誘惑に駆られて認められていない行為をするんだという確率はゼロとは言いませんが、それはどの世界でもある。したがって、それでわざわざ法律を別にする必要は全くないというのが私の意見です。

森下委員 根本的なところをお聴きしたいと思うのですけれども、理容所は昭和22年です。美容所は昭和32年というので、スタート時点が一緒になっていないのです。なぜ分かれたか。歴史的な経緯がよく分かりません。

厚生労働省（稲川課長） 理容師法が昭和23年にできた段階で、理容師法の中でも理容師と美容師を分けて定義をされていたのですけれども、その後、一時、確か法律の名前自体が理容師美容師法みたいな法律になったこともあるのですが、昭和32年に美容師の仕事と理容師の仕事は違うだろうということで、今の2つの形になって、これはもともと過去、議員立法でやってきた経緯もございますので、そういうことで今日まで続いているということでございます。

松村座長代理 大きな話をする前に、先ほど佐久間委員が最初におっしゃったことに関して御回答をお願いできないでしょうか。つまり、通知に関して男性、女性となっているのは本当にまだ続けるつもりですか。それから、これをもし変えるのであれば、女性あるいは男性に対してできることを男女で区別してはいけないと言われたから、より制限的に変えるのではなくて、当然、美容師が女性に対してできることが男性に対してもできるようにし、理容師が男性に対してできることを女性に対してできるようにするというのが自然だと思います。そう変えるのではなく、これは飽くまでこういう区別をしておくのが、この通知が正しいと思っておられるのか。これについてはおかしいからさすがにすぐ変えるのか。まずその点、大きな問題を議論する前に御回答をお願いしますか。

厚生労働省（稲川課長） 私どもとしまして、それぞれ理容師、美容師さんが習得する技術というのは、基本的には理容師さんはもちろん女性のカットもできますけれども、そういうカット技術に着目した部分でありますし、美容師さんはどちらかと言うと女性のカット技術に着目したという部分で技術を習得していますので、この運用自体でこれまで、もちろんこれは通知ですから運用の話ではございますけれども、定着をしてくれていることを考えますと、私どもとして、今、これを変えることは考えていません。

松村座長代理 明確に男性と女性を差別している、こういうものが正しいと今でも思っていると言われたわけですね。

厚生労働省（稲川課長） 差別しているとは認識していませんけれども、こういう区別は別におかしいとは考えていません。

大崎座長 でも、そうだとしますと美容所というのは基本的に女性のカットをする場所のほうですね。

厚生労働省（稲川課長） カットとかパーマネットウェーブ。

大崎座長 でも、カットをするとすれば女性を対象にする場所ですね。キュービーネットさんは美容所をたくさん経営されていて、男性のお客さんもいっぱい来ていると思うの

ですが、これはやはり違法な状態なのですか。

厚生労働省（稲川課長） 違法かどうかで言われれば、これは通知で示した解釈ですので、違法とまでは言い切るつもりはないですけれども、ただ、我々の運用としてはこういう形で持っている技術の関係で言いますと、好ましくないものだと思っております。

大崎座長 では、男性入店禁止というのが法の趣旨だということですか。

厚生労働省（稲川課長） 法の趣旨と言いますか、男性だって別に美容行為の一環として髪を切ることはありますので、そこはそういうことであれば。

大崎座長 パーマをかければ良い。

厚生労働省（稲川課長） パーマとか髪を染めるとかいろいろあると思いますけれども、そういう一環として入る分にはそれは構わないと思います。

岡議長 今のやり取りを聞いていて一言。男性だって美容室で女性と同じような髪形にする人はいるし、逆に、女性が理容室に行って髪の毛をカットしたって良いわけでしょう。男性だって最近化粧をする人が増えています。化粧の前にひげそりをする人も増えているかもしれません。男性と女性の差なんておかしいではないですか。髪型の差があるのは分かります。でも、男性だって長髪にする人が増えています。そういう人は、床屋、いわゆる理容室に行かないで美容室に行くのではないですか。この局長通知が出たのが昭和23年。もう70年近く前なのです。この間に社会のいろいろな考え方も含めて変わっているわけではないですか。男性と女性の考え方も大分変わっていますね。それなのに、いまだにこのような形で男性と女性で分けた通知なのか法律かはともかく、いまだにもっともらしい説明を先ほどからされているのを聴いていて少し情けない気持ちがします。

昔は男性の髪型はこうだ、女性の髪型はこうだというものがあったのかもしれませんが。だから理容と美容とで収まったのかもしれませんが、今はそんな時代ではないではないですか。まだ他にも言いたいことはいろいろあるのだけれども、男性と女性によって分けるなんてあり得ないでしょう。

大崎座長 他いかがですか。

久保利専門委員 全く私も情けないし、こんなつまらないと言ったら語弊があるけれども、結論の見えた話をいつまでやっていけば良いのかなと思ったのですが、そもそも男性の頭か女性の頭かでシザーズの持ち方がこうだとか、つまらないことを役所がやり過ぎているのではないのでしょうか。本当の規制緩和は余計なことをやらないで、あとは上手な人がたくさん働いて良い気持ちになれるように、お客の方も喜ぶようにやれば良いだけの話ではないのでしょうか。この話を聞いていて「あっ」と思ったのが、弁護士の話が先ほど出ましたけれども、外弁と弁護士の共同事務所を許さないという時代がありました。外弁というのは日本法ではない法律をサービスする人であり、日本法をサービスするのが弁護士である。この2つは一緒の事務所をつくってはいけないし、同じ場所で執務をしてはいけない。そしてどちらかの資格しか持たなくて、1人で両方は持てない。それで、ある弁護士さんは日本の弁護士を捨てて外弁登録をして弁護士事務所を開業したということがあっ

たのです。今、ほとんど笑い話になっています。

外弁の弁護士も日本弁護士もちゃんと一緒にチームが組めて、そして同じ事務所が組めて、同じ場所で開業ができてというのが現実です。しかし、母国法と日本法が違うという方がまだ理屈があるので、男性の髪なのか女性の髪なのかによってこの差を設けること自体が、もはや時代遅れも良いところであって、これは結論が見えてしまっているのではないのでしょうか。私はこれ以上この問題について議論するのは耐えられません。

以上です。

佐久間委員 もう一つ加えると、そもそも男性か女性かは確認できるはずがないので、床屋さんに行くときに、あなたは男性、女性と聴くことも当然ないですし、確認ができませんから、通常の生活においてはですね。ですから、これはそもそも全く意味がない。せいぜい読んだとしても女性風にカットしてもらいたい人、男性風にカットしてもらいたい人という意味がもしあったとすれば、要するに通達としてまだ意味がありますが、そうでない限り全く意味がないという点も指摘しておきます。

もう一つよく分かったのは、我が国の総理というのは必ずパーマメントウェーブをかけているんだなというのもよく分かりました。

道垣内専門委員 全く同感なのですが、厚労省の9ページのところに理容師と美容師の講習内容が書いておまして、つじつま合わせと言いますが、どちらも880時間になるようにされたのだと思います。しかし、例えば着付けとか、こんなものを美容師の国家試験でチェックしなければいけないのか疑問です。長期的には、この2つの資格を混ぜ合わせて1つの資格にしてはどうかというお話でしたけれども、短期的にもそれは可能だし、やるべきではないかといいます。資格取得にはどうしてもこれだけの時間の講習が要するという説明はできるのでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） 時間につきましては、それぞれ着付け、日本髪を結うことなど、最低限はこれぐらいの時間やってもおかしくないと思っています。

森下委員 私は実は美容室しか行っていなくて、理容室に行かない。嫌いなもので。

大崎座長 刈り込みしているではないですか。

森下委員 理容室に行くと言型が今風ではない。こんなことを言うと怒られてしまいますね。どちらかと言うと非常に男っぽくなるのです。正直、大学を卒業してから理容室に行ったことがなくてずっと美容室なのです。

私にとっては逆に言うと、縛ってしまうと分からなくなって、出来上がった髪型が全然違うのは嫌だなというのは一つあって、もう一つは親戚が美容室をやっているのので、着物とかは確かにすごい時間が掛かります。日本髪を結うのもすごい時間が掛かるし、その研修が全く要らないというのは言い過ぎだろうとは思っています。今の制度でも十分できていない方が多くて、着物をやるためにわざわざ皆さんそういう講習を受けています。だから結構大変だと思うのです。

キュービーネット 確かに我々も理容師の方を美容師の資格取得のために学校に3年間

通わせ、会社で費用を負担しているケースはいくつもありますけれども、その人が言うには同じクラスに60歳ぐらいの女性が美容師の資格を取りに来ているそうです。なぜ資格を取得するかというと、着付け教室をやりたいという理由だそうです。別にカットの技術は覚えたくないのだけれども、美容師資格を取得しないと着付けの仕事に従事できないということです。そういう意味では、全く無駄な技術習得のために何百時間使って、必要としている着付け技術習得のために、何十時間しか費やさない資格を多大な時間と費用を負担して取っている。これはおかしい。あとは技術ですが、美容の学校のカリキュラム自体が男性の髪へのヘアスタイルのための技術が含まれていない。なので、美容師の資格を取って卒業しても、全く切れない。

確かに5ページに書いてある持ち方というのは、長い髪の毛を切る人用のテクニックなのです。女性でもショートヘアの場合には違う持ち方になると思うのです。そういう意味では、男性と女性で異なるのではなく、髪の長い、短いで持ち方が変わるので、くしを入れて短髪を切るときに要る技術というのが上の理容なのです。例えば、元サッカー選手の中田英寿のソフトモヒカンというカットスタイルを美容室でカットしようと思ったら、上の技術を使わないと切れないです。お客様が求めるスタイルに応えられなければ、指名も来なくなって、美容師としての給料は稼げない。理容師も美容師も良い技術を持っているのですけれども、これを融合するというのが、お客さんが、今、求めていることであり、資格を取った人たちが食っていくために常に技術向上は必要なことなのですけれども、これを資格で制限してしまったりすることで、若い人たちが技術向上のチャンスがなくなって、結果的に業界を去っていくというのは、これは業界にとっても絶対にマイナスで、理容業界の方々はや気付いているはずですよ。

大崎座長 今のお話を伺いますと、そもそも理容師実技講習とか美容師実技講習の内容そのものも時代遅れの可能性が結構強いし、そのことはやっている方々は十分分かっていらっしゃるような気がします。

岡議長 厚労省さんの6ページの免許の説明のところですけども、これは法的な裏付けがあって、今やっていることは分かっています。今日現在でもこれが必要なのかという疑問を持っているわけですが、あるいは必要であっても内容を変えるべきではないかということも含めて、まず厚労大臣の指定する養成施設というのは各都道府県に1つあるのですか。

厚生労働省（稲川課長） 各都道府県にあります。これは普通の民間の学校ですので、東京なんかは多いと思いますし、全国に散らばっています。

岡議長 1つに限らず、かなり複数の養成施設があって、それぞれ厚労大臣の指定を受けなければいけないという規定があるのですか。

厚生労働省（稲川課長） はい。

岡議長 分かりました。

次に、この養成施設で2年なら2年、3年なら3年で、幾らぐらいコストがかかるので

すか。これはキュービーネットさんの方が分かりますかね。

キュービーネット これは1年間で100万ぐらいかかります。学費だけで。あとはウィッグという練習用のマネキンは、1体4,000円程度と高額。最近値が上がって5,000円程度になってきていますので、年間最低でもそういうものを沢山切らないと技術習得はできないので、もろもろの材料費や道具代も入れてやはり140～150万ぐらい年間でかかります。

岡議長 ということは、2年だとその倍かかるという理解ですか。

キュービーネット そうですね。

岡議長 そうすると、2年間で300万近くかかる。この養成施設で行われている理容も美容も含めてですけれども、先ほどの資料6ページの～の中で、理容と美容で明らかに違うのはどこであり、ほぼ同じものはどこであるか。素人的に言うと、の実習以外は全部似たようなものではないかと理解したのですが、いかがですか。これは厚労省さんにお聴きした方が良いのかな。

厚生労働省（稲川課長） まず基本的に言いますと、は、はそれぞれ美容、理容のこれまでのファッションの考え方みたいな話でありますので違います。の技術理論は先ほどそれぞれ切り方が違うと申しましたし、次のページを見ていただければ分かりますが、こういう実習の中身の技術理論を学ぶものなので も違います。は7ページにございますように、全く違うということでございます。あとの部分につきましては、共通する部分はもちろんありますけれども、それぞれの技術もあります。

岡議長 かなりのものが共通しているのであれば、今の2年間という期間を短縮できないかと思ったのです。もし2年間を維持するならば、2年間で両方の免許を取れるぐらい効率が良いものにできないのかなと。要するに一個人が2つの資格を取れる。7割ぐらいは共通した知識でやる。その上の3割のところは理容系と美容系、それぞれの知識実習。そうすると2年間で300万円かけたら、両方の資格が取れますという改善をしていったらどうかという気がするのですが、いかがですか。

厚生労働省（稲川課長） 2年間に縮めるというのは、なかなか難しいと思います。あとは共通した部分についてどう扱うかというところは議論としてはあると思いますけれども、ただ、これをやりますと、かなり養成施設の課程とかそういうものを根本的に見直さなければいけないことになりますので、今、直ちにそれがどれぐらいなのかとか、あるいはできるかどうかということを、この場で申し上げるのは難しいと思っています。

キュービーネット もともと十数年前までは1年間で資格が取れる時代がありました。昔、カリスマ美容師が実は無免許だったということが発覚し、社会で大きく報道されたと思うのですが、昔は1年間学校で学び、その後、インターン制度というものがあって、資格を取得できるまではお店で時間制限内で働いても良いという制度がありました。問題となったカリスマ美容師はセンスも良く、どんどんどんどんお客が付いて、忙しくなって資格を取る暇もなく長年過ごしてしまったというのが実情のようです。そういう問題を解消するために、インターン制度が廃止され、専門学校で学ぶ期間が1年間から2年間

に延びたのです。どういうカリキュラムが増えたかという主には学科です。実務ではなく学科の方が増えてしまって、現場の人たちに聴くと、本当におっしゃるとおり実際は1年間で学び終えることが可能な内容であると聞いております。

岡議長 ありがとうございます。以前は1年でできたという事実があるわけですね。

大崎座長 いろいろな論点が出ていると思うのですが、仮に厚労省がおっしゃるとおり理容師の業務内容、美容師の業務内容、必要な知識というのは根本的に違うので、別々に養成することは必要だ。そこまでは認めたとしても、現実にキュービーネットさんが同じサービスを理容所と美容所で提供されている。その場合にも、理容師と美容師と一緒に仕事をしてはいけないというのはどうしても納得がいかない。これはどう考えればよろしいのでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） 結局、先ほどから申し上げていますが、美容師さんと理容師さんが一緒に仕事をすると、当然、順番で空いている人が切っていくという形になったときに、例えば、その場で美容師さんに当たった人からひげをそってくれと言われたときに、それを完全にシャットアウトできれば良いですけれども、そこはできないのではないかと。

大崎座長 キュービーネットさんのお店ではひげをそってけませんね。

キュービーネット そうですね。ひげそりはやりませんし、洗髪もしません。例えば、車でオートマチック免許ができたときに、大分、学科の時間とか実地の数が減って、資格を取る授業料も低くなったと思うのですが、ある意味、乗る車さえ限定するのと同じく、カットのみの資格を新たに創設するという考え方もあるのではないかと思います。

厚生労働省（稲川課長） もちろんキュービーネットさんがそうだという話はあるけれども、私どもの制度はキュービーネットさんだけのためにつくったわけではないので、当然、それ以外のケースも含めてということ。

岡議長 要するに、資格のないことをやるおそれが高まるので、1か所でやることは避けた方が良いということであれば、非常に単純なのですが、1つのお店で理容師の資格を持っている人と美容師の資格を持っている人がサービスをする。お客さんが来ますね。理容師を求めてくるお客さんと美容師を求めてくるお客さんが明らかにお店の中で分かれて、理容と美容それぞれのサービス提供しかしないという場合は問題ないという理解でよろしいですか。それとも、同じ建物の中で2つのサービスをやること自体が問題だということなのですか。

厚生労働省（稲川課長） 同じ建物の中で、同じ場所の中で1つのサービスをやること自体が資格外の行為を助長する。

岡議長 資格外ではなくて、資格を持っている人がそれぞれいるわけです。今のケースは2人いて、こちらの方が理容の資格を持っている、こちらが美容の資格を持っている。ただし、そのサービスを同じ建物の中でやっているだけであって、自分の資格を持っているサービスしか提供しないという前提です。それだったら良いのではないのですか。

厚生労働省（稲川課長） 自分の資格しか提供しないという前提が本当に担保できるのであれば、それはそうですけれども、そこは実際に一緒に働いていると担保できないのではないかということなのです。

岡議長 そういう理由ですか。では、きちんとやるところだったらよろしいということですね。

厚生労働省（稲川課長） やることを制度的に担保できないから駄目だと申し上げています。

岡議長 だったら理容師の資格の人は胸から「理容師」とぶら下げて、美容師の人は「美容師」とぶら下げて、お客さんが来て、「私は理容に来たんだ」と言って、美容師の人が触ったら「あなたは駄目です」とお客が言えば良いわけですね。

久保利専門委員 端的に聴きますけれども、3ページに理容所と美容所は法律上も別体系で、別個の施設として設けなければならないとありますが、解釈ではなく、理容所を美容所と同じ場所に指定することはできないと定めた条文が何かあるのでしょうか。それがあんならそれをおっしゃっていただくのが一番簡単で、その法律違反になるからできませんとおっしゃれば良いのであって、今の説明では全く理解できないのです。

厚生労働省（稲川課長） そこは理容師法という法律の中で理容所というものは位置付けられているということ。それから、美容師法という法律の中で美容所が位置付けられていて、そこは美容を行う場所だというふうになっているということ。もちろん、今、おっしゃった規定が明示的にあるかどうかと言われると、そこはないですけれども、ただ、法律の当然の解釈として。

久保利専門委員 先ほど申し上げたように外弁と弁護士は別の資格であって、法律も別の法律なのです。だけれども、その両方が初めは一緒にやってはいけないという規定があったのがなくなって、一緒にやってもよい状態になったのです。規定がなくなるということは一緒にやってよいのです。というふうに、美容師さんと理容師さんも考えることは、現段階でもできるのではないのでしょうかという質問なのです。

大崎座長 私も美容所兼理容所というものが原理的に禁じられているのではないのではないかと思うのですが、いかがですか。

厚生労働省（稲川課長） 私どもとしては、法律上、それぞれ別体系の法律としてあって、別個のものとして位置付けられておりますので、そういう業態というのは、法律上、想定されていないということで、できないと思っております。

キュービーネット よくあるのが、理容師が辞めて美容の店に変えなければいけないというとき、ハード面で変えるものがあるのかというと、1日で全く何の工事もせずに変えられてしまうのです。ということは、施設自体は何も変わらなくていいということなのです。

佐久間委員 これはもし法律がそうだとしたら法律を変えるということしかないと思います。ただ、それは納得的ではない。例えば、弁護士と会計士がずっと同じところで仕

事をする事は許されていないということにもなる話なので、それは法律の解釈としてもおかしいですし、もしそういうふうに解釈されるのであれば、それは法律を変えると最初に私が申し上げたことしかないと思います。

もう一点、ユーザーの方から問題にされていないとの指摘が何か所かあるのですが、例えば、10ページなのですけれども、今はそういう制度なので、その制度の中で一番自分が満足するというものを受けているので、今、言われているのはそういうことがなくなればもっと良いサービスをもっと効率的に、つまりもっと安く受けられる。それは今、そういうふうになっていないということが問題なのであって、今、大して文句がないから良いのではないかという話とは全く違う。

つまり、この制度を変えればもっと良いサービスがもっと効率的に安く我々は受けられるというのが阻害されているということだと思います。これは当然で、人をなるべく少なくしようと思えばプールすれば良い。理容師と美容師は同じところで働いて、美容院と理容院を両方やった方が良い場合もある。でも、それができない。それを分けると管理コストも全部かかるというところがあって、余計な負担をしているのが我々なわけですから、必ずしもここに書いてあるようにユーザーから見て問題がないということではなくて、それは大いに問題だと思います。

以上です。

圓尾専門委員 1点だけ確認したいなと思ったのですけれども、先ほどから議論になっている混在勤務の御説明が10ページのところでありまして、理由が2つ書いてあるのですけれども、 は大きなお世話ですね。要は技術がないのにやっちゃって、虎狩りになりましたというのは、そんなところに行かなくなるだけの話で、我々は自由主義経済で暮らしているのですから、こんなものは自然淘汰されることであって、別に厚労省がどうのこうの言う話ではないだろう。

のところ、これは前回の派遣のところでもありましたけれども、衛生上で何か問題が出てくるというのだったら、これはしっかり考えなければいけない問題だと思うのですけれども、何があるかなと説明をずっと先ほどから伺っていると、例として書いてあるひげそりしか出てこないのです。例ではなくて、これしかないのではないかと思ったのですけれども、他に何かあるのだったら教えていただきたいというのが質問です。

厚生労働省（稲川課長） 一番大きいのはひげそりだと思っています。

大崎座長 ひげそりが行われないのであれば、混在勤務をしても良いということですか。

厚生労働省（稲川課長） ひげそりが行われなかったことが担保できるということであればですけれども。

大崎座長 かみそりがなければひげそりはできないですね。

厚生労働省（稲川課長） だから、そこを担保するのが難しいからということで申し上げているのです。

大崎座長 かみそりないですね。

キュービーネット かみそりは使っておりません。

井上内閣府審議官 別の議論なのですけれども、条例の話が先ほどありまして、洗髪設備なのですが、先ほど厚労省からは地方自治だからこれは何とも言えないんだというお話があったのですが、もし地方自治ということであれば、理美容全体を地方自治でお任せになれば良いと思うのですが、細部について割と事細かにいろいろ全部通知等でお示しになっていて、それで理容室、美容室に洗髪施設を置くかどうかという基本の衛生のその部分について、これを厚労省の判断ではなくて、地方にお任せされるという合理性はどこにあるのですか。つまり、衛生という観点から、厚労省はこの問題をどう考えられるのですか。それはもし自分たちに任せるんだと言うのだったら、他も全部お任せになれば良いと思うのですけれども、基本の部分ではないかという気がするのです。

厚生労働省（稲川課長） 厚労省としましては、洗髪設備があった方が良いとは思っておりますけれども、衛生管理要領というものを出してしまっていて、その中では洗髪設備があることが前提の規定になっていますので、私どもとしましては先ほど申し上げましたような事情から、そういう洗髪設備があった方が衛生上の担保をより押されると理解しています。

大崎座長 ありがとうございます。

この点はいろいろな御意見がまだまだあろうかと思うのですが、時間もございますので、本日の議論はこのくらいにさせていただきたいと存じます。今回はキュービーネットさんからの要望を受けて議論いたしました。世界でも高い技術が評価されている日本の理美容業が、どうすればもっと振興していくのかという大きな観点からも、引き続き議論を深めていきたいと思っておりますので、厚生労働省にはまた引き続き御協力をお願いするかもしれませんが、何とぞよろしく願いいたします。

議長、どうぞ。

岡議長 今、座長にまとめていただいたけれども、私から1つ追加として、少なくとも同一店舗における混在勤務の点については、今日の議論も踏まえて、1か月後ぐらいに、もう一度、厚労省としての見解を聴かせてください。今の法律の下で混在勤務は可能なのか。混在勤務を認めようとしたら法律を変えなければいけないのか。せめてその点について1か月以内に回答をいただけますか。もし、法律改正が必要だったら、そのつもりで我々も検討を進めなければいけないわけですから、そここのところだけでもお願いしたいと思います。

厚生労働省（稲川課長） そこは整理をさせていただきます。

大崎座長 それでは、どうもありがとうございました。まだ次の話題がありますので、皆様よろしく願いいたします。

（キュービーネット、厚生労働省関係者退室）

（FCCJ、経済産業省関係者入室）

大崎座長 それでは、皆様、御着席をいただけますでしょうか。

それでは、引き続きまして、次世代自動車に係る規制の見直しについて議論をしたいと存じます。

この問題につきましては、前回のワーキング・グループで水素社会の実現に向けた過去の取組の経緯、将来的なロードマップ等について御説明をいただいたところでございます。本日はさらに取り組みべき具体的な改革要望について検討をしたいと存じます。

事業者としまして燃料電池実用化推進協議会、関係府省として経済産業省からそれぞれ御出席をいただいております。

まず、燃料電池実用化推進協議会、FCCJさんから、まず御要望の内容についての御説明をお願いいたします。

FCCJ それでは、始めさせていただきます。

私は、今、御報告のありましたFCCJで、こういった規制見直しの課題を取り上げております水素インフラ課題サブワーキング主査をさせていただいております松岡と申します。本日は貴重なお時間を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の資料2 - 1に従って御報告をさせていただきます。「燃料電池自動車・水素インフラ整備に係わる規制改革要望」という内容でございます。

1枚めくっていただきまして、今回の規制改革の要望の中身なり経緯、趣旨等を最初のページにまとめさせていただいております。水素インフラ普及拡大のための規制見直しにつきましては、平成25年6月に閣議決定いただきました第1期規制改革実施計画によりまして、多くの見直しを実施いただいております。

例示しますと、として標準的な圧力82MPaの水素ステーションの基準整備。として市街地における水素保有量の上限撤廃、としてガソリンスタンドやCNGスタンドとの併設をはじめとする多くの規制見直しの措置を行っていただいております。これによりまして、2013年から始めておりますけれども、2015年までの3か年で4大都市圏を中心とする地域への100か所程度の水素ステーションの先行整備を進めているところでございます。

ただ、今後は、燃料電池自動車の高い需要が見込まれる一方で、高額な土地代や用地不足となります都心部への水素ステーションの一層の設置、整備が必要という現状認識がございます。また、水素ステーションの将来の自立的な商用展開を目指して、水素・燃料電池戦略ロードマップに掲げております2020年のステーションの整備費、運営コストの半減、こういったものも事業化、自立のためには必要となります。このため、水素ステーションの構成機器メーカーとしましては、海外展開も視野に入れつつ、海外メーカーと協力したステーションコストの低減を目指しているような状況でございます。

上記のような水素ステーションに係る都心部への整備拡大ですとか、大幅なコスト低減、これを推進するために、一方では私どもの努力として、技術開発ですとか、量産の努力を行うのは当然なのですが、今回掲げましたようなさらなる規制見直し、こういったものをお願いしたいと考えております。

第1期規制改革実施計画で残された項目の着実な措置の実施とともに、今回18項目を新

たな要望として掲げさせていただいておりますけれども、それについて本ワーキングでの御議論をお願いしたいと考えております。

私どもの要望の趣旨をその下の枠に4点、まとめてございます。

一つは、今回、後ほど御報告させていただきますけれども、新型の水素タンク、これはType2容器と申しますが、これが導入できるようにするなど、建設費削減可能となるような規制見直しをお願いしたい。

2点目としましては、例えば、セルフ充填の許容ですとか、ステーションの運営コスト削減が可能となるような規制見直し。

3点目としまして、水素スタンドの距離規制の見直しですとか、都心部での水素スタンドを普及拡大できるような規制見直し。

4点目としまして、少し先の技術になりますけれども、有機ハイドライドですとか新しい技術を水素スタンドにおいて採用できるような技術基準の整備、規制見直し。これを4点目の要望として挙げさせていただいております。

4ページに、今回、要望項目として18項目掲げさせていただいております。建設費削減に関するものとしたしましては、細かくは割愛させていただきますけれども、そちらにあります7項目。運営コストの削減に関わるものとしたしましては8～13の6項目。都心部での水素スタンドの普及拡大という点につきましては、14～16の3項目。新しい技術の採用という点では17、18という項目を要望させていただきたいと考えております。

本日は次のページになりますけれども、御議論いただきたい点としまして、(1)のフープラップ式複合圧力容器の使用、(2)の蓄圧器の製造に関する規制の見直し、(6)の海外規格材料及び同等材の例示基準への追加、(8)の水素スタンドにおけるセルフ充填の許容、この4項目について御報告並びに御議論をお願いしたいと考えております。

次のページ以降、今、申し上げました4項目について各2ページで御説明資料を作成させていただいておりますけれども、例えば、6ページ目、7ページ目は項目1に対するものでございます。ただ、2枚目の方が割と図解入りで分かりやすくつくっておりますので、例えば、(1)につきましては7ページ目の資料を使って御説明させていただきたいと存じます。

1ページ目のフープラップ式複合圧力容器、Type2容器と呼んでおりますけれども、海外では安価なType2容器が一般に使用されているが、日本ではその使用が現状では認められていないという問題がございます。私どもの要望としましては、日本でもType2容器が使用できるような基準の整備が必要と考えております。

ページの左側に現状を記載させていただいております。高圧ガス保安法の関係では、一般則第7条の3第2項第36号に、複合容器はフルラップ構造(Type3・4)に限定されており、フープラップ構造(Type2)の容器は使用できないとなっております。これはその下の絵がございますけれども、Type1からType4まで容器の種類を記載させていただいております。Type1の鋼製容器、これは鋼の容器でございますが、使用できる状態にあります。それ

から、Type3がアルミ容器にFRP繊維で強度を担保しました容器。Type4としましてはプラスチックライナーにFRPで繊維を巻き付けたもので強度を担保しているというもので、今回、御指摘させていただいているのはType2、鋼製容器のフレームに対してType3、Type4容器では全方位でカーボンを巻きますので、カーボンの巻き量も非常に増えるということがございます。一方で、Type2は鋼製容器のライナーに対して胴部だけに巻いておりますので、比較的高額と言われるカーボン繊維の使用量も削減できることから、低コスト化が見込まれるという容器種類になっております。

蓄圧器の製造の基準としましては、経済産業大臣特別認可申請のガイドラインとして、高圧ガス保安協会様の技術文書が制定されておりますが、これは上と同じでType3、Type4に限定されておまして、事実上、Type2の使用ができないという実態がございます。

これに対して、私どもの要望でございますが、右側の欄になります。高圧ガス保安法の一般則第7条の3第2項第36号に、水素スタンドで使用できる複合容器にType2を追加するような形をお願いしたい。それから、蓄圧器の製造基準としてType2の製造基準に定めた特認のガイドラインをKHK様の技術文書として制定。それから、高圧ガス保安法特定設備検査規則の例示基準に追加いただきたいというものが要望の内容でございます。

下の方に簡単な写真を載せておりますけれども、海外の事例としてはType2の容器というものが水素ステーションに比較的広く使用されておまして、相対的な低コスト化の要員となっている現状がございます。

以上が第1項目めのType2容器の使用でございます。

同様に2項目めにつきまして、9ページ目で御説明させていただきます。2項目めは水素スタンド用の蓄圧器の製造に関する規制の見直し。これは1項目めと項目名が似通っておりますので、惑われることがあるかと思いますが、現行、先ほどのType3、Type4の容器、Type1もそうですけれども、そういった容器をつくる際の手続事項についての見直しをお願いしたいという内容でございます。

現状としましては、緑背景の枠の中に記載させていただいておりますが、特定設備として水素スタンド用蓄圧器を製造する場合、同一仕様であっても以下の対応が必要ということで、一つとしましては、設置するスタンドごとに1種類以上の詳細基準事前評価申請を行う必要がある。その次の段階としまして、特定設備検査申請において水素スタンドごとに蓄圧器とそれに使用する材料を対応づけて申請する必要がある。それから、特定設備の検査段階でございますが、設計、材料、加工、溶接、構造それぞれの工程がございますが、工程中の検査が定められておまして、全数試験、全数立会検査を行うことになっております。

左の枠の現状でございますが、そこに例示的に、例えばA、B、C、D、4つのスタンドがございまして、それぞれに蓄圧容器4本ずつ製造するという場合、これがスタンドごとに4回の申請が必要になるという実態がございます。一方で、包括申請という制度自体はKHK様で御用意いただいておりますけれども、設置実績のある機器にのみ包括的な申請

が許されているということがございまして、多少、容器をつくる段階で改善を行ったとか、設計変更を行ったものには適用されずに、一個一個の申請が必要になるという問題がございます。

それから、真ん中の段にございますけれども、今度は検査をする申請の段階でございますが、これもA、B、C、Dという4件のスタンドに対して、スタンドごとに蓄圧器と、それに使う材料をひもづけての申請が必要となります。この例で仮にAの水素スタンドの1番目の蓄圧器の材料が不足した場合、他の蓄圧器用の材料を用いて製造できないというような問題がございます。蓄圧器ごとに多めの予備材料を準備しておく必要があるということ。

3項目めの工程中検査につきましては、蓄圧器を製造する場合、～の製造段階においてKHK様の立会い、そういった検査が必要となります。その容器ごと、工程ごとの検査立会というような形になりまして、非常に多くの検査立会が必要となる。その一方で検査待ちという事態も中では生じますので、容器をつくる側での設備の利用率がなかなか高まらないという問題もございます。

右側が私どもの要望でございますけれども、同一仕様の場合、特認申請を一括で行うことを認めていただきたい。同じく検査申請でございますが、同一仕様の場合、一括の申請を行うことによって複数の蓄圧容器をまとめて製造できるようにしていただきたい。それから、同じ仕様の蓄圧器を製造する場合は、全数検査、全工程検査ではなくて、抜き取り的な検査方法といったものも御勘案いただければ、製造時の効率アップにもつながりますし、そういったところの御要望を挙げさせていただいたという経緯でございます。

3点目、これも同じく1ページ飛びまして11ページの資料で御説明させていただきますと、(6)の項目で海外規格材料及び同等材への例示基準への追加という内容になります。こちらは、例えばEN規格ですとかASME規格ですとか、それぞれの金属材料を使用している海外製の機器類を国内に導入する場合、そういったものが高圧ガス保安法で使用できる材料として認められていないところがございますので、事前評価や特認を受ける必要があるということ。それから、国内で例示基準に記載される材料はJIS規格に限定されておりまして、海外の規格材料は安全性が確認された材料であっても、事前評価や特認を受けなければならないという実態がございます。

左の方に現状ということで例示的に記載させていただいておりますけれども、例えば、圧縮機なり高圧の水素設備、機器に使用される材料としてSUH660というものがございます。これはJISではG4311という規格がございまして、こちらの場合は例示基準に記載されておりまして、使用がそのまますぐできるというものがございます。この類似品としてASMEではA638ですとか、ENでしたら1.4980というものがございまして、こちらは例示基準に記載がないということで先ほど申しましたような事前評価なり、そういった手続を踏んで使用可能となるという現状がございます。

私どもの要望としましては、右側の項目になりますけれども、高圧ガス保安法材料規定

としては、ミルシート上にJIS規格の記載がないASME材、EN材料であっても、科学的成分、引張許容応力、0.2パーセント耐力の3項目が同一である材料については、事前評価を受けなくても使用可能とするという方策を御勘案いただけないかというものでございます。

例示基準につきましては、JISに規定のないASME、EN規格材料であっても、水素に対する安全性が確認された材料については例示基準に記載して、そのまま使えるようにしていただきたいという内容でございます。

本日、御報告の4点目のものは1ページ後のものでございます。(8)は水素スタンドにおけるセルフ充填の許容でございます。水素スタンドでは現行法の規制下では、ユーザー自らがFCVに水素を充填することはできないという現状でございます。ただ、先々FCVが本格普及する段階に向けて、ガソリンスタンドで認められたようなものと同様にセルフ充填ができるような規制なり基準の整備をお願いしたいという内容でございます。

現状は、高圧ガス保安法では法第5条に高圧ガスの製造をしようとする者は、事業所ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。FCVに水素を充填することは高圧ガスの製造に該当しますので、一般のドライバーによる充填はできないという法体系になっております。ガソリンスタンドについてはどうかと言いますと、平成7年の閣議決定で規制緩和推進計画を受けて消防庁に検討いただき、平成10年に消防法施行令、規則が改正されて、危険物の取扱資格のないドライバー等によるセルフ充填が可能となっております。ただ、むやみやたらにフリーになったかというところではございませんで、例えば、セルフスタンドでの安全対策として自動停止ですとか、衝突防止ですとか、監視設備の導入、こういったものの導入によって、ガソリンスタンドの場合は資格のないドライバーでも充填できるようになるという前提がございます。

右側の私どもの要望でございますが、高圧ガス保安法では、法第5条のところ、都道府県知事の許可を受けた事業者でない一般のドライバーによるFCVへの水素充填を可能とするというような体系にさせていただきたい。それによって資格のない一般ドライバー等による充填が可能となるというメリットがございます。

ただ、これもむやみにそれが許容されるとは考えておりませんで、それに対する安全対策、セルフ水素スタンドに必要な安全対策、車両の停止位置でしたり使用方法の表示、監視設備の導入、細かなものでノズルの落下防止等々の安全対策を踏まえた上での規則の見直し、こういったものをお願いしたいと考えております。

下は海外の事例ですが、アメリカ、欧州ではセルフ充填が可能となっております。

本日、御審議いただきたい4点については、以上でございます。

他にも資料はございますけれども、これは本日の議論を踏まえまして、また改めて御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点について経済産業省から御説明をお願いしたいのですが、時間

の関係もありますので、できましたらFCCJさんの御要望に関する回答というか、考え方に重点を置いてお願いできませんでしょうか。

経済産業省（矢島室長） 経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長の矢島です。よろしくお願いします。

2ページは安倍総理大臣がお話いただいたように、規制改革で水素社会の幕が開いたということで、3ページにありますように、その言葉のとおり、我々の認識としては、水素スタンドの設置に係る実用化に向けた基本的な規制の整備を実施してきているところでございます。

4～6ページは、御参考までに付けてございます。

8ページから、水素スタンド及び水素のリスクについて若干の情報共有をしたいと思っています。

8ページですが、高圧ガススタンドの事故関係ですけれども、水素、天然ガス、LPガス、この3つがあるわけですが、水素スタンドの事故につきましてはまだ実証段階ベースの数字ですけれども、スタンドの数に比例して事故が増加する傾向にございます。これは天然ガススタンドでも右側のCNGと書いたものですが、本格普及し始めてから事故の件数は急増して、その後、減っていくという推移になっています。また、スタンド数当たりの事故件数割合をしてみると、右下の図ですけれども、水素スタンドについては直近で30パーセント程度と事故の割合は高い状況になっております。

9ページ、今回、水素と言っているのは超高圧の水素になりますが、そのリスクを説明させていただきます。3つあります。

一つは、水素は着火しやすい可燃性ガスで、漏えいしやすく、燃焼範囲も広い。ほぼ肉眼で見にくいということなのですが、右側はわざと見えるような形で燃やした例でございます。

2つ目ですが、水素スタンドは超高圧の水素ということで、経験や実績がまだ余り積めていない状況であります。商用化がスタートしたところでもありますけれども、82MPa、いわゆる820気圧を市街地を取り扱うという意味ですが、これまで水素については産業用ボンベとして20MPaの利用が一般的であります。20MPaでも右側の写真にありますように、水素スタンドの保有量1,800リットル、2つ分の貯槽なのですが、空気を入れたタンクです。可燃性ではないのですけれども、これが破裂してこんな感じになります。20MPaです。天然ガススタンドでも200気圧で使用されている状況であります。

また、特徴なのですが、3つ目ですけれども、水素の場合は水素脆化という金属をもろくさせる特徴がございます。非常に小さい原子になりますので、金属の中に入り込んでいくということなのですが、高圧の水素が金属をもろくさせやすいということに対しては、世界に先駆けて我が国の知見になっていまして、高圧分野の水素脆化は世界をリードしている状況になっています。こういったことで超高圧の水素を扱うためには、適切な管理が必要であるということがまず基本原則であります。

10ページ、米国で水素スタンドの事故がございました。平成24年5月ですけれども、まだ米国は商用化ではなくて実証ということではありますが、その放出弁が水素脆化の関係で耐圧部材が破損に至って、水素が全量漏えいして火災して、近隣住民に避難命令が出たということがございます。こういったことから水素脆化に対する評価が行われた材料を適切に選択、使用していくことがまず基本ということがございます。

11ページ、これは国内の例でございますが、実際に水素脆化の怖さを伴う事故なのですが、これも94MPaの高圧水素を入れた蓄圧器ですが、使用を開始してからたったの8日間で亀裂が生じて水素漏えいしてしまったというものです。これは内部に微小の傷がありまして、そこから高圧の水素を受けて外部に亀裂が進展してしまったということがございます。

12ページ、これは昨年10月に水素を積んだトレーラーが火災になったというものです。これは水素が燃えたわけではなくて、トレーラーのタイヤが燃えて、そこからそのトレーラー自身が全体的に燃え広がった。通常こういう状態だと、水素の容器が破裂するおそれがあるわけですが、今回は水素の安全弁、容器に付いている安全弁が作動して、無事に破裂の発生は回避することができましたが、実際に実存する水素トレーラーの2台あったうちの1台はこういうことになってしまっている状況で、そういう意味で、まだ始まったばかりということがまず言いたいことがございます。あと、安全にやっていけば大事故は防げるということでもあります。

14ページ、FCCJの要望に関する全体的な部分ですが、まず私たちが考えている基本的なスタンスが一番上の四角ですけれども、燃料電池自動車とか水素スタンドの安全な本格的普及に向けて、コスト削減の観点からも安全性を確認しながら規制面で重点的に支援していきますという基本的なスタンスであります。それで4つのコメントが全体的なものとして挙げられます。

まず、高圧ガス保安法の基準というのは、基本、性能規定化を図っておりまして、事業者が性能規定を満たすものとして、ある程度自由度を上げた形で措置が採れるように法律上はなっております。したがって、今回の要望の内容の多くは性能規定をさらに具体化した例示基準というもので、それに対するものが多いのが現状であります。実際に技術基準に適合するかどうかというのは3つの方法で申請することが可能で、例示基準に適合させるという方法が()、()としては、KHKによる事前評価書を添付する。()は、その安全性を立証する規格とか試験データの添付という形になります。

2つ目ですけれども、今回、規制措置を緩和するという御要望も入っておりますが、これについては、ある種、その保安のレベルを低下することにもつながるので、保安のレベルを低下しないようにカバーする代替措置が求められるわけなのですが、その代替措置について安全性を確認して、問題がなければ規制措置の整備は可能ではないかと考えております。

3つ目ですが、技術開発中のものが提案の中に入っておりますが、技術開発中のものに

については安全性の評価が未了だということで、あらかじめその審査結果を示すことは困難だなというのが我々の認識です。

4つ目ですが、これは角度の違う話なのですけれども、これから普及段階に入ったことを踏まえていきますと、政府による個別の要望対応がこれまでの中心でしたが、安全性を踏まえた規格を業界が中心になって整備して、それを基準に取り入れるという方法、ここで言う（ ）のようなやり方があるわけです。実際にこの分野は、日本が商用化で水素スタンド、自動車は先行しております、こういった規格をつくって、世界市場を狙っていくことが期待できるわけでございます。例えば、燃料電池自動車の容器については、現に国際標準化に向けて日本がリードして、安全性の議論を実施して、それを既に我々の基準とかに取り入れるということをやっております。

次に、具体的などころですが、16ページ。まずType2の蓄圧器の使用の関係なのですが、まず昨年11月に団体の要望を踏まえまして、これまでのType1に加えてType3、Type4の設置を可能といたしました。今回、新たにType2の容器を設置する要望がありましたので、これを認める内容に改正する方向で検討していきたいと思っております。ただし、現状では技術開発中と認識してございます。

2つ目ですが、蓄圧器の基準を定めている特定則につきましては、容器のタイプをまず限定していませんので、現状でも申請が可能です。

3つ目、申請者の利便性のための技術文書、これはKHKという高圧ガス保安協会が策定している場合があります。技術文書がなくても申請はできます。

KHKが策定する、若しくは業界で整備することもできるという認識でございます。

17ページ、蓄圧器の製造に関する規制の見直しの御提案なのですけれども、まず、これにつきましては複数の案件に対応できる包括申請の仕組みがありまして、現に効率的な検査対応をしてございます。各工程について検査をするという部分につきましても、例えば、複数の容器を並行して一度に各種工程を検査することについては現にやっております、柔軟な対応をしているところであります。

また、今回の複合容器の蓄圧器については、80MPaといった極めて過酷な使用環境に耐えないといけないということと、まだ商品化に成功したばかりの最先端の状況であるということで、一般的なものではございません。また、生産台数も少なく一品一品ある種手づくりです。大量生産品ではございません。したがって、品質を確保していくという観点から、先ほどの蓄圧器の事故にありましたように、これは品質を確保することが重要であるという認識でございます。

各製造プロセスの工程が一個一個進んだ後に、後から検査をしたり、設置をしてしまった後に検査するというのは安全性の確認が実際には難しい。容器の周りに繊維をぐるぐる巻いた後に、巻く前のものを見るのが難しいということが例として挙げられます。ということで、工程ごとの検査を省略することは難しいのですが、実際には検査の簡素化、2台目以降はスピードアップとか、そういうものも現にやっております。

また、4つ目として、検査待ちにつきましても、検査を行うKHKは水素ステーション対応のために特別なサポート体制を構築して対応しておりまして、この部分については最小化を図るのに柔軟な対応をしているところでございます。

18ページ、海外の規格材料及び同等材というところなのですが、現状、水素スタンドに対応した海外規格はございません。高圧の水素の使用環境に対応し、水素脆化などの評価がされていないことから、現状の海外の規格品であることをもって、そのまま安全の確認ができたということにはならないのが現状です。むしろ日本の方が進んでいる分野になっています。

一方で、2つ目にありますように、性能規定化してございますので、海外の規格品の使用は禁止してございません。

3つ目ですが、そういった観点で我が国は世界をリードしているわけなのですが、材料の評価を行って、そのデータを共有しておりますので、ある種、海外の規格材料についても、それが大丈夫かというところの比較を含めて、国費による安全性の評価の仕組みというものがございます。これまで、鋼種、使用温度・圧力の拡大を5件、例示基準に追加してございますし、こういった仕組みを活用していくことができるのではないかと思います。ただ、現状ですが、先ほどASMEの話がありましたけれども、ASMEのある材料については、JISとの比較を業界の方で既にやっていて、ほぼ一緒だということが分かりましたので、それを比較した結果、この紙を添付していただければそれで安全性は確認できたということがございます。一方で、ENの先ほどお示しいただいた規格については、もっと包含的な規格になってございまして、比較ができるような規格ではないのかなと思っております。

19ページのセルフ充填のところなのですが、現行法上、その高圧ガスの充填は許可を受ける必要があるのですが、実際の充填の行為者については規定しておりません。そのため、許可を受けた事業者によってその責任の所在の解釈を明確化して、許可を受けた事業所の下で充填できる仕組みをつくっていくことで、法改正しなくても実現可能と考えております。事業所の管理下でドライバーが使用することを可能とするようなハード面、ソフト面の安全対策を、業界とともに検討していきたいと考えております。

3つ目ですが、海外ではまだ商用スタンドは存在しておりませんが、実際には保安教育を念頭にICカード、暗証番号を付与する例などがございます。実際にそこはガソリンと違って、まずノズルを入れた後に圧力を高めて、入れ終わった後に今度は圧力を抜いて、その後、抜けることを確認して抜いていくわけですが、少し特殊性のあるノズルの操作になってきますので、ある程度、使い方の教育などが必要になってきます。

また、既に業界団体でセルフ充填の課題についてはいろいろ検討してございますので、こういった課題とともに検討していきたいということでございます。

20ページは簡単にコメントさせていただければと思うのですが、実際に保安検査、定期自主検査の周期緩和なのですが、実際に天然ガスとかLPガススタンドでも1年に1回やっていますし、ただ、業界が言っているように3週間とかそういう数字の休業ではなくて、

1日から2日程度というのが実際のところでございます。

21ページ、距離規制の見直しの部分なのですが、ガソリン並みにしてほしいという話なのですけれども、ガソリンと水素はそもそも液体か気体の違いとか、水素の場合は超高压であるということで、代替措置なしで同等の距離とすることは難しいと考えております。実際にガソリンの場合、燃えても横方向の広がりは少ないですが、水素の場合、高压ガスということで非常に伸びていきます。また、現行法令上でも代替措置は認めておまして、障壁等を設置することによって都市部の狭小地でも設置は可能となっております。

最後の2枚に関しましては、もう少し細かいところになってきますので、今後、事務的に調整をさせていただきますけれども、コメントは御一読いただけますと有り難いと思います。

以上です。

大崎座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、委員、専門委員の皆様から御質問、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私から1点よろしいですか。基本的に経済産業省としても水素社会、水素のさらなる活用に向けていろいろ検討していただいていることは非常によく分かったのですが、1点だけ気になったのが、14ページの で規制措置を緩和するためには低下する保安レベルをカバーする代替措置が求められますというふうに断言しておられるのですが、こういうことを言う前提は、現在の規制措置は要するに完璧なものであることが前提になっていると思うのです。つまり、現在のものを少しでも緩めると保安レベルは低下するのだから、そこを埋めなければいけない。逆に言うと、今、十分過ぎるものだったら特段の代替措置なしに下げても良いはずなのですが、そういうことはないという前提で語っておられるように思うのですが、その点については逆にFCCJさんはどういう認識か、もし御意見があれば伺いたい。

FCCJ なかなかお答えするのは難しいのですが、基本的には冒頭に矢島室長がおっしゃっていたとおり、今まで数多くの規制見直しに対応していただいています。その規制見直しがどうされてきたかという、むやみやたら、業界が要望しているからこうなりますということではなくて、私どもからいろいろな安全性に関わるデータでしたり、基準の見直し案などを作成した上で、それを規制側で審議いただいて、今までの17件の規制見直しできてきたという位置付けにはあります。

ただ、例えば、先ほども例示でございましたけれども、高压ガス保安法は禁止しているのではなくて、道筋は全部用意しているというような、これは事前評価なりそういった方策での話ですが、制度的にはそうなのですけれども、例えば、事業者から見ると作業量がどうしても多くなるとか、そういった実態もございますので、そういう点では相互に先ほどの話ではないのですけれども、安全度を落とすことなく制度的なものを実効的なものにしていただきたいですねというのが、私どもの要望の基本ではあります。直接の御回答には

なっていないですが、過剰か過剰ではないかというのはなかなか難しい議論でございますので、あと、水素はまだ始まったばかりですので、事故があっては全部を潰してしまうという意識では業界もやっております。

大崎座長 いかがでしょうか。

安念委員 保安室の資料の16スライドです。これはFCCJさんに伺いたいのですが、下半分の本要望に関するコメントというところを読むと、Type2も認める方向である。その認めるというのはどういう意味で認めるかということ、要するに一般則の世界の中で認める、その枠組みの中で認めるつもりである。それから、特定則の中では既に性能基準になっていて、別に仕様で決め打ちしているわけではないので、現在でも認めています。そういうことのように、そうだとすると、FCCJさんの御要望はほぼ満たされたと考えてよろしいのでしょうか。それとも、そうではなくて我々は素人だから分からないことがあるということなのではないでしょうか。どうでしょうか。

FCCJ 制度的にはある技術文書をつくって、それを例えばKHK様にお出しして審議いただいて認められれば使えるのですが、その技術文書をつくるということが大変な作業量がある。私どもで考えておりますのは、どこかでも表記がありましたけれども、例えば、NEDOさんですとか、そういったものの事業の中で技術基準案の作成をやらせていただいて、それに、例えば1年、2年掛けて、そういったものを踏まえて規制側に投げていくことを考えております。

安念委員 しかし、今までもKHKが言わば自前プロジェクトだけで技術文書とか規制をつくってきたわけではなくて、むしろ業界主導で、それはNEDOのナショナルプロジェクトを使う場合もあるし、業界のいわば手金でなされた場合もあると思うのですが、そういうものでいろいろ実績をお積みになって、その上でKHKでも技術文書なり何なりの形に言わば成果物として結実するということが、今までも少なからずあったのではないかと思うのですが、そうではありませんか。

FCCJ ございました。ですから、例えば、Type2につきましてはType2に対する技術文書というのは現存しておりませんので、それに対する技術文書をつくった上で使用を認めていただけるようになれば、ステーションのコストも下がるという考えで、ですから基本的な流れとしては今までと同様と考えております。

大崎座長 そこは逆に経産省としては何かコメントはございますか。技術文書を保安協会としてつくることについて。

経済産業省(矢島室長) 技術文書に関しては、ガイドライン的なものなので、ある種、業界で整備しても良いものなのです。それをKHKがつくることももちろんできます。

安念委員 そうだと私は思うのです。だから技術文書という名前かどうかはともかく、評価は誰かがしなければならず、その結果について報告する評価書は誰かがつくらないといけないわけです。問題は、むしろ誰が誰のお金でつくるかということの方が決定的なのであって、誰のクレジットでつくるかというのは恐らく二次的な問題なのではないかと思

うのです。率直に言って、KHKに大した金はないわけだから、どこかから金を取ってやらなければいけない。そうだとすると、もし私の申し上げている認識がそんなに誤りでないのであれば、今日のお話は経産省さんと業界の間で余り隔たりはないように聞こえるのですけれども、どんなものなのでしょう。

FCCJ さほどないと考えております。

岡議長 このType2は既にできているわけですか。それとも、まだアイデア段階なのか。

FCCJ 欧米では実際に使われているものはあります。

岡議長 日本では。

FCCJ 日本では一部のメーカーさんがプロトタイプまでつくられているかどうかは分かりませんが、設計は終えられているような段階だと認識しています。

岡議長 実際にプロトタイプを作れば、その過程でそれに関わる技術データが当然出てきますね。それをもってKHKに提示するというので、日本国として、大変戦略的な分野ですから、そのプロトタイプをつくる時に関わるいろいろなコストを、例えば、どこかが援助するとか、そういうことを求めていく部分はあるのかもしれないけれども、少なくともそれをつくらないことには始まらないなと思うのです。

FCCJ ですから、プロトタイプと言いますか、最終製品の完成に向けて技術開発的な支援も来年度から始めていただくようなお願いはさせていただいております。そのものの開発と合わせて基準の整備も並行して進めるというお願いをさせていただいているわけです。

岡議長 同じ方向を向いているということですね。

大崎座長 他にございますか。どうぞ。

佐久間委員 御説明ありがとうございます。

FCCJさんの資料で言うと11ページなのですが、この規格材料、同等材の例示基準への追加という、この要望というのは正に水素に関連してということなのですが、高圧ガスのいわゆるコンベンショナルなものについても、同じような規制体系になっているのでしょうか。つまり、こういう例示基準があるということになっているのでしょうか。つまり、水素自動車用でない水素の高圧ガス設備、普通の工場等々にあるものについても同じような規定ぶりになっているので、ここで修正するということは、そういう一般の高圧ガスの設備も修正されるのか。それは別にそういうことではなくて、水素自動車用のものについての議論ということなのでしょうか。

経済産業省（矢島室長） まず水素用の規格はないということで、このうちのA638という規格について、JISのG4311と比較した表は業界の方でつくっているものがございまして、ほぼ同等ということは確認できています。ただし、ENの方は少し違うのではないかとということです。

大崎座長 他にございますか。

しかしあれですね。いずれにしても、そんなに大きな隔たりがあるとは思えませんので、

まず私どもとしては恐らくFCCJさんに本日の経済産業省さんの資料をよく精査していただいて、これで何か改めて検討すべき点があるかどうかというのを御指摘いただくというのが、一つの進め方かなという気がいたしますが、これはいずれにしても今後引き続き検討していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いをいたします。

他に、どうぞ。

岡議長 今の規格のところなのですけれども、JISのG4311に相当するのはASMEのA638ということなのですが、この分野は日本の方が進んでいるわけです。アメリカの機器メーカーのものを採用したいというのは、向こうの物の方が良いからというよりも、どちらかというとコストの観点でアメリカのものを使いたい。ところが、アメリカの機器はASME規格になっているから容易に採用されない。こういう現状の認識でよろしいですか。

FCCJ 主にはそうでございます。

岡議長 そうですか。そうしたら、向こうも売りたいわけですね。

FCCJ そうです。

岡議長 そうしたら、機器のサプライヤーに、JISで規定されているものをカバーするような素材を使った機器にしてくれと要求することはいかがなのですか。

FCCJ 要求することは可能ですが、向こうでJIS材を手配するということで、その分、コストが上がるということもございます。

岡議長 私が言っているのは、JIS材ということではなくて、JISの規格をカバーするような材料をASMEの規格で作ってください。あなたの材料はJISのG4311が全部カバーしています。しかし、規格はASMEのA638が良いわけです。そういうことを求めていくということなのです。

というのはなぜかということ、この業界は日本が先行している部分があるので、この材料については、JISのG4311をグローバルスタンダードにするという考え方もあるのではないかという思いがしたものですから。ASMEの規格でも使えるようにしてくれというのは一つのアプローチなのだけれども、機器メーカーにJISの規格を満足する材料で作ってくれということを求めていったらどうなのかと思います。それで値段が上がってしまうのだったら、日本の国産を使った方が安いよねということになるわけです。

FCCJ そこは微妙なところでございまして、先生おっしゃったようにJIS同等材のASMEなりENを使えということも1つの手ではありますけれども、それは向こうのものをそっくりそのまま持ってくるというような、比較においてはコスト高になります。だからいろいろな、どこのところを目指すかということがあるのでしょうけれども。

岡議長 佐久間さんの前で言うのもなんですが、我々の会社がアメリカで鉄鋼製品を売るときに、ほとんどアメリカの規格で日本メーカーさんが作ったものを持っていったのです。APIにしてもASMEにしても何にしても、JISの規格では売れなかったのです。

今度は発想を変えて、日本がリードしている分野があるのだったら、JISのG4311をグローバルスタンダードにするということも、皆さんのお仕事でないのかもしれないけれども、

考えるべきではないかと思えます。

大崎座長 では、よろしいですか。どうもありがとうございました。この点については引き続き、まだ他の項目を細かくやることなんかも含めて今後またやっていきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、発表者の方の交代をお願いいたします。

(FCCJ、経済産業省関係者退室)

(公正取引委員会関係者入室)

大崎座長 それでは、引き続きまして、流通・取引慣行ガイドラインの見直しの議題に移りたいと存じます。本件は昨年6月に閣議決定されたものでございまして、本会議において重点的フォローアップ事項の一つとして選定されたことを踏まえまして、現在の対応状況について公正取引委員会から御説明を伺いたいと存じます。

それでは、よろしく願いいたします。

公正取引委員会(田辺課長) 公正取引委員会の取引企画課長をしております田辺でございます。よろしく願いいたします。

座って御説明をさせていただきます。

本日は流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針、いわゆるガイドラインでございますが、この見直しについての規制改革会議の答申に対するフォローアップ状況ということで御説明させていただきます。

お手元の資料3は、公正取引委員会提出資料ということでございますが、これに基づきまして現在の状況について御説明いたします。

ガイドラインにつきましては、一部改正案を作成いたしまして、現在、意見募集中ということでございます。2月5日にパブリックコメントに付しております。お手元の資料3は新聞発表文でございますが、ここの冒頭にありますように、平成3年の流通・取引慣行ガイドラインの策定・公表の後、規制改革会議での答申を受けまして閣議決定がされたということで、閣議決定におきまず記載事項について、具体的には流通・取引慣行ガイドラインの第2部の第1と第2が該当部分になりますが、これにつきまして明確化を行うための改正案を作成し、公表したということで、現在、意見を募集しているということでございます。

それから、規制改革実施計画において平成26年度検討開始ということになっておりますけれども、別途セーフ・ハーバーに関する基準、要件について検討を開始しているところでございます。

中身について新旧対照表という形で別紙で付けておりますので、通しページでいきますと、5ページからなのですが、簡単に内容を御紹介させていただきたいと思えます。

5ページは新旧対照表でございます。今回、閣議決定の中で特に明確化が求められている事項ということで、垂直的制限行為についての考え方ということでございますが、この下の方に書いてありますけれども、流通分野において公正かつ自由な競争が促進される

ためには、各流通段階において公正かつ自由な競争が促進される必要があるということで、メーカー間の競争と流通業者間の競争のいずれか一方が確保されていれば、他方が減少・消滅しても実現できるというものではないという考え方を示しております。

その中で具体的に垂直的制限行為ということで、今回の明確化した事項について定義づけておりますけれども、メーカーが小売業者などの流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先などの制限を行う行為につきましては、これは競争に様々な影響を及ぼすことを述べた上で、競争に影響を及ぼす場合であっても、競争阻害効果が生じることもあれば、競争を促進する効果を生じることもあるということで、これは規制改革会議の答申に沿った形で、競争促進効果が生じることもあることを述べさせていただいております。

その上で、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準について示してございますけれども、まず適法・違法性判断基準についての考え方といたしましては、垂直的制限行為が公正な競争を阻害するおそれがあるかどうかということで見わけですが、次の事項を総合的に考慮して判断するというので、7ページに～で項目を掲げております。この判断に当たりましては、先ほど述べましたような競争を促進する効果も考慮することを、今回、ガイドラインの中に盛り込んだということでございます。

7ページの～につきましては、現行のガイドラインの考え方、考慮事項を整理して、ここの中に盛り込んでおりますので、何か特段極めて新しい考え方を盛り込んだということではないのですが、垂直的制限行為におきまして問題があるかどうか、問題がないかどうかについては、こうした考慮要素を総合的に判断いたしますということでございます。

今回のガイドライン改正に当たって1つ目の目玉となっておりますのが、垂直的制限行為によって競争促進効果が生じ得るということなのですが、具体的にどんなことが例として考えられるかというものを幾つか述べてございます。

これにつきましては、欧州委員会のガイドラインなどを参考につくっておるところでございますけれども、簡単に御紹介しますと、7ページ(2)アはいわゆるフリーライダー問題の解消ということですが、流通業者が他の流通業者の行う販売前のいろいろな販促活動にただ乗りして商品を販売することができる場合がある。そういう場合に販売促進活動をやるインセンティブがなくなってしまうと、結果的に消費者が必要な情報、使い方、そういったものについて十分な提供ができなくなって、その商品自体の販売が特に新商品とかそういうことになりますけれども、できなくなってしまう。そういう問題が生じることがあるということで、それはフリーライダー問題というふうに称しております。そういう問題を解決するに当たって、縦の制限というか垂直的な制限というものが有効になることがあるということでございます。

ただ、フリーライダー問題が起きやすい条件ということで、この中で幾つか示しておりますけれども、一つは消費者の商品に対する情報が極めて限定的であるということで、典型的には全くの新規の商品とか、技術的に複雑な商品については事前の販売促進活動とい

うか、事前の説明とか、そういったものがないと消費者は買っていいものかどうか分からないという問題。もう一つは購入費用節約効果が大きいということで、あるお店で商品の説明を受けても、そこで買うのを一旦ためらって、他のお店で買う。どこが一番安いのかを一生懸命買い回るといっただけのものである必要があるということで、いろいろ条件があるわけですが、こういった条件が満たされてフリーライダー問題が解消できないというときに、メーカーが一定の地域を一流通業者に割り当てることが有効なことがございますということを述べております。

2つ目としまして、9ページのイというところですが、これはメーカーが自分の新商品が高品質だということで売り出そうというときに、高品質な商品だけを扱っている、典型的には百貨店なんかをイメージしておりますが、百貨店のどこどこ店限定というような販売方法を探ることが、新しい商品を市場で一定のブランドを確保しつつ、売ることに意味があるということでございます。

3番目、ウとしまして、これは新商品を発売するための専用設備の設置ということですが、例えば、かつての画期的な家電商品で4Kテレビとか、非常に性能の高いものについて実体験をしてもらった上で買った方が良いというときに、その実体験を小売店でやってもらうために、小売店に専用の設備が必要になってくるという場合に、実際に体験をそのお店でしていながら、別のそういう設備のないところで買うことがあると、新商品が逆になかなか売れなくなってしまうこともありますので、そういう場合に一定の地域を一流通業者に割り当てることなどが有効なことがあるということでございます。

4つ目がエのところでございますけれども、これはいわゆる選択的流通、後に述べますものの典型ですが、ブランドイメージを高めるために、販売のための方法、サービスの提供方法等につきまして標準化しまして、それによってブランドイメージを保つということで、販売方法について一定の基準を設けて制限を掛けることで、小売業者にいろいろな義務を課すことが有効なことがあるということでございます。

こういった競争促進効果があり得る場合を考えつつ、(3)のところでは一般論として考え方を述べておりますけれども、非価格制限行為、価格の制限を直接行わないものについては、新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を確保できないおそれがある場合ですとか、価格が維持されるおそれがある場合に当たらない限りは、通常は問題ないということ述べております。

これに対して、再販売価格維持行為、価格制限行為の典型でございますけれども、これについては、通常、競争阻害行為が大きいことに配慮する必要があるというのが基本的な考え方でございます。

続きまして、再販売価格維持行為でございますけれども、11ページのところに書いてございますが、一般論といたしまして、再販売価格の拘束というのは流通業者の価格競争を減少・消滅させるので、通常、非価格制限行為よりも競争阻害効果が大きいということで、正当な理由がなければ違法で、法律上もそうなっているわけですが、換言すればと

ということですが、再販売価格の拘束を行っても正当な理由があれば例外的に違法とならないということでございます。

正当な理由の例としては(2)に載せておりますが、再販売価格の拘束によって、実際に競争促進効果が生じてブランド間競争が促進される。それによって商品の需要が増えて消費者利益の増進が図られる場合。もう一つの条件として、再販売価格の拘束以外のより競争阻害的でない他の方法によっては生じ得ないという場合には、正当な理由ということで認められるだろうという考え方を新たに明確にしております。実際に先ほど申し上げましたようなフリーライダーの解消が必要な場合ということで、再販の拘束以外に他の競争制限的でない方法がないという場合には正当な理由が認められ得るということで、例示を掲げてございます。

飛ばしまして13ページのところでございますけれども、13ページに流通調査というところで、特にその業界からの御要望が強かった流通調査を行うことについて、それ自体は問題がないんだということを明確にしてほしい、ガイドラインの中で明確にしてほしいということございましたので、ガイドラインの中に流通調査という項目を設けまして、メーカーが単に自社の商品を取り扱う流通業者の実際の販売価格等につきまして調査を行うことは、メーカーが示した価格で販売しない場合に経済上の不利益を課すとか、課す旨を通知させる等の販売価格の制限を伴わない限りは、通常、問題とならないということで明確にしております。これは再販売価格維持行為のところに書いておりますけれども、この流通調査自体は、非価格制限行為というよりは、何か制限を掛けるという話ではございませんので、業界の心配というのは流通調査をやると再販売価格維持行為として問題になるのではないかとこのところを御懸念されているということですので、再販売価格維持行為、販売価格制限を伴わなければ問題ないですよということをここで明確にしております。

15ページ、注7で当該商品の価格が維持されるおそれがある場合ということで、ここについての要望の明確化を図ったということですが、価格が維持されるおそれがある場合とは、非価格制限行為により流通業者間の競争が妨げられる。それによりまして制限を受けた流通業者が、その意思で価格をある程度自由に左右して、当該商品の価格を維持したり、引き上げることが自由にできるような状態をもたらす。そういったケースを想定しておりまして、こういった流通業者が自由に値上げできるような状態をもたらさないと、そういうおそれを生じさせないというものにつきましては、通常、価格が維持されるおそれがある場合とは認められないということで明確にしております。

例えば、地域独占という形で1地域1流通業者という制限を掛けたとしても、通販によって他の地域から購入ができる、他の地域からの注文も受け付けることができる。そういうようなことがあれば、自由に価格を上げることはなかなか難しいので、そういった競争圧力も加味した上で、問題になるかならないか判断するということでございます。

いわゆる選択的流通ということですが、16ページに記載をしておりますが、これにつきましては、欧州委員会の考え方、日本の化粧品に関する最高裁判決、こ

ういったものを参考にしながら考え方を示しております。選択的流通の我々なりの定義としましては、メーカーが自社の商品を取り扱う流通業者に関して、一定の基準を設定する。その基準を満たす流通業者に限定して対象商品を扱わせるということなのですけれども、その場合に登録されたというか、基準を満たす流通業者に対して同じ基準を満たす流通業者間は別としまして、基準を満たさない流通業者には転売をしてはいけません。そういう転売禁止を盛り込んだ垂直的制限行為の一形態ということで、選択的流通というふうに定義しております。これの考え方としましては、先ほど申しましたような競争促進効果を生じる場合があると記載した上で、設定される基準が商品の品質の保持ですとか、適切な仕様の確保等、消費者にとっての利便性の観点からそれなりの合理的な理由に基づく認められて、かつ、他の取扱いを希望する流通業者に対しても同等の基準が課せられる、適用されるという場合には、例えば、メーカーが選択的流通を採用した結果、いわゆる安売り業者と呼ばれるような特定の安売り業者がその基準を満たさないことを理由に、その商品を取り扱えないという事態になったとしても、それ自体が、独禁法上、問題になることはございませんということをお記しております。

要するに、一つの基準を設定して、それに合う小売業者だけを選択しまして、その小売業者さんだけに商品を取り扱わせるという販売方法について、従来、余り独禁法上やっていいのかやっていけないのかということが明確でなかったということかと思われまして、その点はやっても問題ないということをお明確にさせていただいたということでございます。

大きくはこういう点について改正をさせていただくということでございまして、2月5日にパブリックコメントを開始して、3月6日までということで1か月間パブリックコメントをした上で出されました意見を踏まえて、成案を得て現行のガイドラインの改正を進めていきたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、意見、質問を伺いたいと思いますが、最初に私から1点よろしいでしょうか。

基本的には規制改革会議の答申あるいはそれに基づいた閣議決定の趣旨に沿ったガイドラインの改正案を作成していただいたと思っております。それは大変有り難いことだと思っております。その上で1点確認したいのですが、規制改革会議の答申で強く言っていたこととして、ブランド間の競争というものが促進されるようなことがあれば、ブランド内の価格競争について制限的効果が若干生じるとしても、言わば足し算すれば競争促進効果が社会全体としては増えているのだから良いではないかということをお言いたかったように思うのですが、実際に今回のガイドライン改正案でも、例えば、先ほど御説明いただいたいわゆる選択的流通というところでは、かなり明確に業者を制限することがあっても、通常、問題とはならないと言っておいただいております。すけれども、他方、一番最初の

垂直的制限行為が競争に及ぼす営業についての基本的考え方を読みますと、5ページの一番下の辺りですが、メーカー間の競争と流通業者間の競争のいずれか一方が確保されていれば、他方が減少・消滅したとしても実現できるというものではないと書いてあって、あたかもブランド内競争が減少、消滅は極端かもしれないですけれども、減少したら、ブランド間競争が確保されていても、それだけでは十分ではないんだと言っているようにも読めるので、そこは非常に気になっているのですが、この辺は必ずしも規制改革会議答申と取引委員会の今回の改正案で齟齬はないということだと理解してよろしいでしょうか。

公正取引委員会（田辺課長） 今の御質問に関しましては、ブランド間競争が確保されていれば、ブランド内競争がなくなってもというか、制限されても問題にならないことがあるのではないかと問題提起が今回されたということで、今回、私どもで考えていたのは垂直的制限行為にも競争促進効果はあり得るんですということで、それはブランド間競争を促進するということがあり得る。そういう中で、それも考慮して適法か違法かを判断しますというのがこのガイドラインの改正の柱になってございまして、座長御指摘の5～6ページ目の部分につきましては、確かにメーカー間の競争と流通業者間の競争、一方だけでは駄目なんだというようなことで書いてございすけれども、これは特にブランド内競争を制限したら一切まかりならぬということを言っている趣旨ではなくて、ブランド間競争も大事だけれども、公取としてはブランド内競争を全く無視するというものではございませんということを述べているにとどまることございまして、もしブランド内競争がある程度行われている、小売業者間で競争が行われている、その特定ブランドについて小売業者間で競争が行われるということであれば、それは公正取引委員会としては小売業者間の競争もきちんと確保することを念頭に置いて、合法、違法を判断いたしますということでございまして、全体の考え方としては規制改革会議でおっしゃったようなブランド間競争が促進されるような垂直的制限行為であれば、垂直的制限行為によってブランド内競争が多少制限されるものであっても問題にならないことはありますということを、今回、改正案で述べているということで御理解いただければと思います。

松村座長代理 一般論として、ブランド内競争が確保されていれば、ブランド間競争はなくなっても良いということは絶対にあり得ない。したがって、一方が確保されていれば、もう一方はなくても良いというのは一般論として正しくない。一方が確保されていれば、もう一方はゼロでも良いと言っているのではないというのは、その点については全く異論がありません。

ただ、ブランド間競争がすごく激しいのにブランド内競争も本当に重要なのかという点に関しては、確かに齟齬がある。これは相当根深い問題なので、今回のものに完全に織り込むのは無理だろう。そういうことだと理解しています。100パーセント完全に納得しているわけではないけれども、でも少なくとも閣議決定で出てきたものについては、かなりの程度答えていただいたと理解しています。

安念委員 松村先生にしては随分お優しい御表現だなと思って伺っていたのですけれど

も、これはほとんど人生観みたいなものだから、おっしゃるように根深い問題なので結論が出ないと言え出ないのだけれども、やはりこの表記の仕方はインターブランドコンペティションもイントラブランドコンペティションも両々相まって競争なんだという思想でしようかね。

7ページの改正案の、の並べ方なんかもそういう印象ではないか。考え方が間違っていると言うつもりはありません。私だって素人なのだから。だけれども、例えば、公取さんの文書の中で7～9ページ辺りに垂直的制限行為がジャスティファイされる、競争促進的でもあり得ることの例示として幾つか挙げておられる。フリーライダー問題を始めとして挙げておられる問題は、これは主としてはメーカーと消費者の情報の非対称というところから大筋では説明され得るような内容のことではなからうかと思うのですが、そういう説明の仕方は、多分、標準的な産業組織論の知見なのだと思うのです。

一方、そうでありながらブランド間競争とブランド内競争の記述はどうなのですかね。私はどうも標準的な産業組織論の考え方とは、ちょっと異質なものがあるような気がします。私は何も規制当局が経済学の学説に従わなければいけないとは思いません。例えば、それは公衆衛生当局が医学の知見に従わなくていいなんてことはあり得ないのとは違うと思うのです。だけれども、公取としてはどう御認識なのでしょう。自分たちの見解というものは標準的な産業組織論にのっとったものであるとお考えなのか、それはのっとっていなくてもこういうジャスティフィケーションがあるからのとらなくても良いんだというお考えなのか、どちらなのですか。

公正取引委員会（田辺課長） 直接のお答えにならないかもしれないのですが、非常に難しい問題ということで、私ども今回、国際先端テストという形で他の国も参考にさせていただいて、欧州委員会では極めて精緻なというか、細かいガイドラインをつくられておりました、その中でも欧州委員会では垂直的制限行為というのは競争に正の効果と負の効果を両方与えるんだということを述べてございます。その競争に与える負の効果というのがずらっと書いてあるのですけれども、そこには明らかにブランド間競争の制限、ブランド内競争の制限というのを書いてございます。ということで、EUの競争当局も少なくとも垂直的制限行為がブランド内競争を制限することがある。それを防止しなければいけないということは考えた上で規制を行っております。

アメリカにおきまして、判決で多数意見、少数意見がありますが、その中でも再販売価格維持行為が競争促進する効果もあるのだけれども、競争を制限する効果もある。ブランド内競争を制限する効果もある。それを含めて考えるということを行っております。そういうことを踏まえまして、私どももブランド間競争、ブランド内競争どちらも大事です。ただ、それはブランド間競争と言ってしまうといかにもメーカーだけの、メーカー段階での競争だけの話のように誤解されるかもしれないですけれども、小売り段階での競争もありまして、そういったものもやはり大事だと考えているということで、どちらが大事なのかというのはなかなか難しいことかと思うのですが、ブランド間競争もブ

ランド内競争もいずれも重要なんだということについては、特に世界標準から全く離れているということではないのではないかと考えておるところでございます。

安念委員　そうですか。

川本専門委員　私も大崎座長と同じ気持ちで、全体として先日の議論を踏まえて変えられていると思うのですが、一番気になるのが最初の一番基本的なところで、「(ブランド間競争とブランド内競争の)いずれか一方が確保されていれば他方が減少・消滅したとしても実現できるものではない」と非常に力強く否定されている箇所です。お聞きしたいのは、今の田辺課長のお考えとしては、垂直的制限行為でいろいろ例示がありますけれども、それをやるとブランド内競争は制限するものだという理解でよろしいのですか。それが前提とすると、申し訳ないのですが、メーカー間の競争と流通業者間の競争いずれか一方が確保されていても、(他方が「減少」しても駄目とっている)、厳密に言えば、流通業者間の競争がちょっと減少してしまえば駄目だということを言っているようにも読めるのです。これは一番の基本のところの哲学としておっしゃっているので、ガイドライン中、許容事例について他にいろいろなことを書いていただいたのだけれども、最終的な解釈としては、「少しでも(競争が)減少すれば駄目だ」ということにならないかと、私は非常に心配なのです。

公正取引委員会(田辺課長)　最初の座長に対するお答えと同じになってしまうのですが、全く川本先生がおっしゃったような趣旨ではなくて、正に選択的流通というのは小売業者をも選択して、場合によっては1社だけ、百貨店の支店だけというようなことで、他の人がそれを売りたいくても一切売らせない。そういう商法について問題ありませんということを明記してございます。これはブランド内競争を明らかに制限しているということなのですけれども、それを通常問題ないです、こういう場合にはということを述べてございますので、この表現についてそういう御懸念があるかもしれませんが、私どもとしてはブランド内競争の制限を、こういうことをやっても問題ないと考えられるケースということで、正に挙げているとおり、そこは明確化させていただいたと考えてございます。そこは表現の問題かもしれません。

岡議長　川本先生、この表現はどういうふうに変えたら、その懸念が薄らぐというか、なくなるのですか。

川本専門委員　そういう意味では、最後に例示として書いてあることと、最初の哲学のところとが矛盾しているのではないかと思いますし、今の田辺課長のおっしゃったことからすれば、本来の趣旨は最後の選択的流通のところと書いていただいているようなスピリットで一貫しておられると思うので、ここの表現は要らないのではないかという感じがするのです。

岡議長　要らない。なくても良い。

公正取引委員会(田辺課長)　公正取引委員会としては、ブランド間競争だけあれば良いというのではなくて、ブランド内競争も大事ですという趣旨でございます。

安念委員 そもそも何でブランド内で競争しなければいけないのか。

公正取引委員会（田辺課長） それにつきましては、また、今、パブリックコメントをいただいているところですので、それを踏まえまして成案を作成していきたいと考えております。

安念委員 根本論から違って、小姑みみたいなことを申して恐縮なのですが、いわゆる選択的流通を明示していただいたのは大変有り難いことです。ただ、この位置なのですが、今のガイドラインの4が流通業者の取引先に関する制限となっているから、流通業者の取引先に関する制限のある一形態というか、一特別事例というか、そんな感じで4の次に5というふうに位置付けられたということでしょうか。

公正取引委員会（田辺課長） 安念先生の御指摘のとおりで、私どもとしては取引先の制限の一形態で、取引先を制限するために質的な基準というか、欧州委員会ではそういう言い方をしていますが、取引先を制限するに当たって一定の基準を設けて、その基準を満たした人だけを取引先とする。そういうやり方が問題ないのかということが、いわゆる選択的流通ということで明確化を図るべしということで閣議決定をいただいていると認識しております。

安念委員 分かりました。確認だけです。

岡議長 是非、ガイドラインそのものを変えるような形で、要するに、考え方を並列しないで一本化していただきたいとお願いしたことに沿った対応をしていただいたことについて、感謝したいというか、評価したいと思います。

大崎座長 よろしいでしょうか。

佐久間委員 まず皆さん言われていましたように、平成3年以来、見直されなかったものが見直されたことは非常に有り難いことだと思っております。また、一つの論点だった流通調査についても、記述がしっかり盛り込まれたという点。やはり自由にするんだという感じがいたしております。感謝を申し上げます。

ただ、冒頭の最初のところは、これは例えばということなのですが、メーカー間の競争と流通業者間の競争のいずれか一方が確保されていれば、他方が消滅したとしても実現できるというものではないというのであればまだ分かるのですが、減少というものが入っているところが、下の方と必ずしも一致していないのかなという感じがいたします。

以上です。

大崎座長 あと、変なことを言えば、流通業者間の競争というものが価格競争でないような、非価格競争であって、それがブランド内競争と言えるんだということが明確に伝わってくると、非常にある意味垂直的制限行為をやらうとする人にとってはやりやすいのだろうなという感じはするのですけれども、そこらは今後あれですかね。実務でだんだん明確化してくるということなのではないでしょうか。

公正取引委員会（田辺課長） 正に今まで事業者の方々が、こういった行為について萎縮してと言いますか、なかなか踏み込んでできなかったことが、今後、このガイドライン

でいろいろなことができるようになってくると、相談も含め、事例も含め、だんだん蓄積されてくると思いますので、そういった実際の事例等も積み重ねがあれば、またそれを踏まえてどんどんブラッシュアップしていきたいと思っています。

久保利専門委員 しつこいようですけれども、ブラッシュアップも良いのですが、ガイドラインが非常に曖昧なので、なかなかそれをベースに動けないというのがそもそものこの起こりだったので、そうするとちょっと減少しても文句を言われるのかなと思うと、やはりまた踏み切れないと言われると、我々は何のために一生懸命やってきたのかということにもなるし、逆に田辺さんもせっかく苦労してつくったのに、まだこれでも駄目だと言われて、一つ一つの具体的事実を見ながら考えましょうというのでは本意ではないでしょう。むしろ書き方の問題として、ちょっとでも減少したらいけないみたいなふうに読めるところをうまく書き換えることはできないのでしょうか。そこが書き換えられれば、多分、クリアに分かるのではないかという気がいたします。

公正取引委員会（田辺課長）そこは正に今、パブリックコメントにかけている中で、これからいろいろ意見も出てくると思います。本日、各先生方から減少というところまで書くと誤解というか、後で言っていることとちょっとという御意見なので、それも含めて委員会でも議論した上で、成案はつくっていきたいと思います。

大崎座長 それでは、この件については随分私も長くやってきておりますので、今後のパブリックコメントへの対応等も注視してまだ見ていきたいなと思っております。

もう一つ、これは単純な念押しですけれども、資料3でも明記しておられますが、例のセーフ・ハーバーです。これは平成26年度検討開始となっておりますので、平成26年度も割と大詰めに近づいている時期でございますので、検討を開始していただけるのだらうと思うのですけれども、その辺について最後に一言、御説明をいただければと思うのですが、どんな日程感覚でいらっしゃいますか。

公正取引委員会（田辺課長）セーフ・ハーバーにつきましては、平成26年度内措置の部分と切り離しているということで、平成26年度内措置について2月5日にパブリックコメントをかけさせていただいた。その後内部的に既に検討を開始しております。

具体的な内容としましては、過去の垂直的制限の独占禁止法違反事例とか、実際の裁判例というものを分析しまして、それで実際にどのぐらいのシェアというか、市場をどういうふうにとっていて、どういうシェアだったのかということをも整理分析するというところで、特に外に何かアクションを取っているというよりは、内部の作業を始めております。また来年度以降、さらに外に向かっての調査等も含めていろいろ検討を進めていきたいと考えてございます。

大崎座長 それでは、どうもお忙しいところありがとうございました。本件についてはこのくらいにさせていただきます。

（公正取引委員会関係者退室）

大崎座長 それでは、最後に民法債権法の見直しについてです。これに関しては事務局

から御説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、御説明したいと思います。

本件につきましては、昨年5月及び7月、当時の創業・IT等ワーキング・グループにおきましてヒアリング等を行ってまいりました。その後、昨年8月26日の法制審議会の民法部会により、要綱仮案が公表されたわけですが、これにつきましては産業界からは約款規制に係る論点について問題提起がされて、本年1月26日の投資・促進等ワーキング・グループにおきましては、法務省をお呼びして約款規制を中心にお話をいただき、議論をしたところでございます。その後、2月10日の法制審議会民法部会におきまして要綱案が取りまとめられました。同部会において審議されました資料を、参考資料として机上に配付させていただいております。

法制審議会の民法部会においては、産業界を代表する委員を含めた出席者の全員一致をもって決議することを慣行としておりまして、そのことから我々事務局といたしましても、本要綱案においては総じて産業界の実務に重大な混乱をもたらすような規制はなくなると理解しております。

今後、要綱案につきましては、2月24日の法制審議会総会において答申として承認されて、その後、同答申の内容が盛り込まれた民法改正法案が今期の通常国会に提出される予定であると聞いております。

以上、御報告でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

この件について何か御質問、御意見ございますか。

安念委員 今、佐久間さんがおっしゃったとおりで、要綱についてほめるところがあるとなれば、産業界に大きな混乱をもたらさない、大きな害にはならないというのが唯一のほめどころだということで、そんな改正を何のためにするのか、依然として全く分からない。全く分からない。確かに法定利率を5パーセントから変動相場制にするのは良いですよ。だけれども、それは個々に対応すれば良いのであって、新しい学説に基づいて一貫した体系にするというのは学者にとっては良いかもしれないけれども、世の中にとって何の得にもなりはしない。それは、今更言っても愚痴になるから良いけれども、佐久間さんのおっしゃるとおり。

大崎座長 よろしいですかね。

安念委員 よくないという点でよろしいです。

大崎座長 それでは、本日の議論はこのくらいにさせていただきたいと思います。皆様、本当に長時間ありがとうございました。

事務局から今後の予定等について何かあれば。

佐久間参事官 次回の日程につきましては、また追って事務局から御連絡差し上げますので、よろしくをお願いいたします。